

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

重点事項通番：3

管理番号 315 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 介護保険制度に係る住所地特例の見直し

提案団体 茨城県、福島県、栃木県、群馬県、新潟県

制度の所管・関係府省
厚生労働省

求める措置の具体的内容

障害者支援施設等の介護保険適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所した場合に、現行では当該適用除外施設の所在市町村が保険者となるが、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするよう住所地特例を見直す。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

介護保険適用の複数の施設に継続して入所する場合、現在入所する施設の所在する市町村ではなく、元の居宅等のあった市町村が保険者となる(介護保険法第13条)。

一方、障害者支援施設や救護施設等の介護保険適用除外施設を退所し、引き続き介護保険施設に入所する場合、現行の取扱いでは、適用除外施設の所在する市町村が保険者となる。(介護保険法施行法第11条)

適用除外施設は、介護保険施設以上に地域的偏在が大きく、また、入所者の高齢化が進行している現状から、適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠ける。

なお、本件については、茨城県救護施設協議会から「平成27年度県社会福祉に関する要望書」として、県に提出されている。

【制度改正の必要性】

本提案は、上記支障事例による市町村間の不均衡の是正や財政負担の平準化につながるとともに、現状において適用除外施設の所在市町村の負担を考慮して実施している市町村間の協議が不要となることから、地域の実態に即した制度の実施につながるものであり、地方分権に資するものである。

【懸念の解消策】

適用除外施設は障害者総合支援法や生活保護法等に基づく施設であるため、これらの施設を経由した場合に介護保険法の住所地特例の適用の有無を把握することが事務的に困難になるのではないかとの懸念が想定されるが、関係担当課や適用除外施設との連携により、該当者の有無を把握することは可能であり、事務上も特段の困難は生じないと考える。

根拠法令等

介護保険法第13条
介護保険法施行法第11条

各府省からの第1次回答

適用除外施設退所者の介護保険施設入所にかかる住所地特例の適用については、今後入退所者の状況等を含めて実態調査を予定しており、実態調査の結果を踏まえて見直しが可能か否かも含めて検討する。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

適用除外施設の実態調査に当たっては、特に地域的偏在が著しい救護施設の所在する自治体の意向等が十分に反映されるよう配慮した調査をお願いします。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

南富良野町、花巻市、天童市、遊佐町、石岡市、桐生市、埼玉県、富津市、袖ヶ浦市、神奈川県、平塚市、越前市、安曇野市、富士宮市、伊東市、半田市、城陽市、佐用町、海南市、萩市、新居浜市、熊本県、熊本市、阿蘇市、宮崎市、沖縄県、千葉県、高知県

○適用除外施設は、介護保険施設以上に地域的偏在が大きく、また、入所者の高齢化が進行している現状から、適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠ける。

○障害者支援施設及び救護施設が所在しており、当該介護保険適用除外施設を退所し引き続き介護保険施設に入所するケースがあり、保険者となっていることから、適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とする住所地特例の見直しをすべきであると考えます。

○介護保険適用除外施設である救護施設があり、施設入所者が退所して介護施設に入所する事例もあります。このような場合、施設の所在する市町村の負担が多くなることから、前住所地の市町村と協議を行い、介護保険の適用を行っています。このことから、御提案のとおり、市町村間の不均衡の是正や財政負担の平準化のため、地域の実情に即した制度の見直しを行っていただきたい考えです。

○障害者支援施設が2つあり、適用除外施設を退所し、介護保険施設等に入所する事例があり保険給付の負担が生じている。他市町村同様に入所者の高齢化が進行している現状である。

○65歳以上の他市町村の生活保護受給者が市内保護施設に入所し、65歳に到達した時点で当市の被保険者となるため、介護給付費等の財政負担が生じる。

○他特例適用2号受給者が65歳に到達した場合、現行では本人の居住市町村が保険者となるが、他特例適用を継続するよう、住所地特例を見直す。

○適用除外施設の所在する県内の市町村から、適用除外施設の入所者が退所し、その市町村が保険者となって介護費用を負担することは不公平との相談があった。

現行制度の例：A市内の適用除外施設にB市の措置で入所していた者が退所し、B市内の介護保険施設(特養等)に入所した場合、A市が保険者となる。

現行制度は、適用除外施設の所在市町村の負担が大きいこと、また、入所者の処遇に責任を有する市町村が不明確となるなどの問題があるため、適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするなど住所地特例を見直す必要がある。

○介護保険の適用除外施設である障害者支援施設等が複数存在するため、要介護認定を受け、障害者支援施設等を退所して介護保険施設へ入所する場合に障害者支援施設等の所在市町村が保険者となる現行制度により、今後介護給付費が増大する一因となる可能性がある。

○当該施設所在市町村から「他市の介護保険の運営と比べ、財政負担と住所地特例制度の考え方から不公平が生じている」との問題点が指摘されている。

○支障事例：市内に県立の障害者支援施設があり、県内各市町村から当該施設に入所しているにもかかわらず、当該施設を退所し介護保険施設に入所した場合、本市が保険者となっている事例がある。

解消策：介護保険制度における適用除外施設の考え方を踏まえると、適用除外施設から介護保険施設に入所する事例が多くなっているという実態と合っていないことから、適用除外施設入所前の住所地市町村が保険者となるという見直しに留まらず、抜本的な解決策として、適用除外とすべき施設の見直しを行うべきと考える。

○現在、県内の多くの市町村で措置された「日常生活を営むことが困難な要保護者」(生活保護法38条)は、県内の他市町村に救護施設が存在しないため、当市が受け入れている。

救護施設入所中は介護保険料を納付しないこととなっているが、救護施設を退所し、引き続き介護保険施設に入所する場合は、それまで介護保険料の納付がないにも関わらず本市が保険者となっている。このような、他市で措置した者の介護給付費を本市民が負担しなければいけない現状の制度は、他市の介護保険の運営と比べ、財政負担と住所地特例制度の考えから不公平が生じている。

また、救護施設が介護保険法の適用除外とされているのは、介護保険施設と同等のサービス利用ができるためとされているが、実情は介護保険施設と比べ職員数も少なく、当該施設では他方他施策により、65歳以上の高齢者は介護保険施設に移行させていく中間施設であるとの認識となっているため、介護保険法適用除外制度が実情にそぐわないものとなっている。

○障がい者支援施設等(適用除外施設)を退所する場合は、そのほとんどの方は介護が必要であり、認知症も発症している方が多く、在宅生活は困難である。介護保険施設への入所となるため、障がい者施設の立地市町村は介護保険給付を支払うことから、費用負担が大きくなっている。

○高齢に伴い当市から他市の住所特例地適用施設に転出するケースがあり、当市が保険者となることが多い。該当施設に入所中は保険料を納めていないことから、障害者支援施設の設置が多い市町村ほど、多く該当者を負担しなければならない状況が見られる。

○市内の適用除外施設に市外から入所していた者が退所した場合、本市が保険者となるが、逆のケースの場合は、施設所在地の市町村が保険者となる。

○介護保険の適用除外施設から、加齢に伴う介護が必要になっての退所(介護保険施設への入所)は今後増加するものと思われ、施設所在市町村の介護保険財政に対する影響を考えると住所地特例の見直しは必要と考える。

○適用除外施設については介護保険における住所地特例の取扱いとならず、施設所在市町村の負担が大きいものとなるため、退所後に介護保険サービスの利用が必要となる度に、取扱いについて関係市町村と協議を行っている状況がある。

市町村間の不均衡の是正や財政負担の平準化の観点から、介護保険施設等と同様に、現状における適用除外施設についても、住所地特例施設として扱うことが望ましいと考えられる。

○当該適用除外施設(入所者100人超)が存在し、入所者の大半は市外から入所している。

退所後住所地特例施設へ入所すると本市の被保険者となり介護給付を行うこととなり介護給付費用負担が大きい。

住所地特例を見直し退所後の保険者を入所前住所地を保険者とすることで、給付費用負担の公平化及び適正化を図りたい。

○介護保険適用除外施設が9箇所(平成27年3月現在)あり、退所者が引き続き介護保険施設に入所した場合の支障事例が一定生じている(平成26年度介護認定審査判定者数:1人(本市資格取得者数:0人)、平成25年度介護認定審査判定者数:7人(本市資格取得者数:3人))。

○本町に関係のない人の給付費が大きく介護保険料に影響しています。適用除外施設の入所者の高齢化に伴い、適用除外施設からの住所地特例者が増えており、早期に適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするよう住所地特例を見直すか、財政的支援により、公平性を保つ必要がある。

○今後、介護保険適用除外施設入所者の高齢化が進むことに伴い、これらの施設を退所し、介護保険施設へ入所する事例が生じてくるとされることから、施設退所後は、入所措置等を行った市町村の被保険者となるよう住所地特例の見直しが必要と考えます。

○昨年度1件あり、今年度においても1件今後該当する介護申請が出ている。いずれのケースも障害者支援施設での対応が困難であるため、介護施設への入所となっており、また該当者は当市以外からの入所に伴い転居していることから、利用する制度が変わることで実施責任が変わることは他の利用者から見ても公平性を欠くと思われる。

○他市町村から当市にある介護保険適用除外施設(労災特別介護施設)に入所した方が、当該施設を退所し、元の住所地にある介護保険適用施設に入所した場合、当市が保険者になる事例が発生した。このような適用除外施設は地域的偏在が大きく、今後も同様の事例が発生する可能性が高いため、左欄と同様、当該適用除外施設入所前の住所地市町村を保険者とするよう住所地特例を見直すことを求める。

○救護施設協議会から住所地特例制度の見直しの要望を受けている。

介護保険適用除外施設から他市町村の介護保険施設等へ転所する場合は、適用除外施設所在市町村が保険者とみなされるため、最も適切な処遇ができると考えられる他市町村の介護保険施設等へ転所を検討する際の判断の阻害要因となって、入所者の選択肢を狭めている。”

○転入後しばらくして、要介護(要支援)認定となる方が多数確認されている。

○適用除外施設の所在市町村における保険給付の負担が大きく、公平性に欠けるという観点から、制度改正の必要性もあると考える。

○障害者支援施設(適用除外施設)が2施設あり、利用者の高齢化が進んでいる。今後要介護状態となり介護施設へ入所する者も増加することも予想される。

○提案団体と同様、介護保険法施行法第11条の規定により、救護施設等の介護保険適用除外施設から退所した者が、引き続き住所地特例のある介護保険施設等に入所した場合、当該適用除外施設の所在地の被保険者となることから、適用除外施設が所在する保険者の介護保険財政への負担となっている。

○適用除外施設(障害者施設)から退所して同一法人が経営する介護老人福祉施設に入所した事例あり。障害者施設には都内から措置されており、介護老人福祉施設には当該施設所在地の被保険者として入所した。当該事例が続いたことにより介護給付費が増加したため県へ制度の苦情を訴えた。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

高齢者の地方回帰を促進する「住所地特例」制度を拡充するべき。

【全国市長会】

適用除外施設の偏在による所在市町村の保険給付の負担が過度に生じることがないように、実態調査に基づく適切な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○適用除外施設退所者の介護保険施設入所に係る住所地特例の適用について、厚生労働省が実施を予定している入退所者の状況等を含めた実態調査を速やかに実施していただきたい。

○実態調査の結果を踏まえるとともに、提案団体からは具体的な支障事例が明らかになっていることから、住所地特例を適用することに具体的な支障がないのであれば、必要な措置を講ずべきではないか。

各府省からの第2次回答

○実態調査については、現在調査票を発送したところであり、その結果を踏まえて対応を検討する。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(19)介護保険法(平9法123)

(iv) 障害者支援施設等の介護保険適用除外施設へ入所していた者に係る住所地特例の適用については、障害者支援施設等に関する入退所者の状況等を含めた実態調査の結果や住所地特例の制度趣旨を踏まえて検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番: 23

管理番号 72 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項(事項名) 法定予防接種の保護者同意要件の緩和

提案団体 島根県、中国地方知事会

制度の所管・関係府省
厚生労働省

求める措置の具体的内容

法定予防接種の保護者同意要件について、児童相談所一時保護児童、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、児童相談所長、施設長等の同意で可能とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【背景】
現在、予防接種法による保護者の定義が「親権者または後見人」となっていることから、施設入所児童等で保護者が行方不明又は連絡がとれない児童については、保護者同意が得られないことから法定予防接種ができない状況となっている。(保護者がいない場合には施設長等が親権代行する)
施設入所の際には、通常保護者から予防接種の包括同意を得ることとしているが、どうしても事前に同意を得ることができない場合がある。

【支障事例、制度改正の必要性】
予防接種を受けていない児童が施設等で集団で生活する場合、1人が感染症に罹患すると、他の児童に感染が拡大する懸念がある。
保護者が予防接種に反対している場合は、予防接種の必要性について保護者に説明する等、同意を得よう働きかけることができるが、保護者と連絡が取れない場合はそういったことが不可能。
そこで、保護者と連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合においては、施設長等の同意で予防接種が可能としてほしい。

根拠法令等

予防接種実施規則第5条の2

各府省からの第1次回答

定期の予防接種を行うに当たり、予防接種実施規則第5条の2の規定に基づき、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならないとされているが、ここでいう「保護者」とは、予防接種法第2条7項において「親権を行う者又は後見人」とされている。

ここで、児童福祉法第33条の2第1項において、「児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。」と定められている。また、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対しても同様に、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設長及び児童相談所長が親権を行うこととされている。(同法第47条第1項及び第2項)

ここでいう「親権を行う者又は未成年後見人のない」場合とは、居住不明等の場合も含まれるため、児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。

一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、ご指摘の通り、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、施設などの長の同意で予防接種をできることとするについては、児童福祉施設長など児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制面での対応を含め検討していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

・「保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。」については、何らかの通知などで明確にするとともに、医療機関にも周知していただきたい。

・「保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合」についても、実質的に予防接種ができるよう、省令改正等も含めて対応願いたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

釧路市、青森県、いわき市、栃木県、埼玉県、春日部市、府中市、相模原市、三条市、豊田市、岐阜県、海南市、玉野市、熊本市、宮崎市、特別区長会

○一時保護中又は施設入所中に保護者との連絡が取れなくなることは多々あり、必要性を感じている。

○施設入所中の者で入所時に保護者の同意書がないために法定接種を受けることができないケースがあった。予防接種の目的は「感染のおそれのある疾病の発生及び予防、国民の健康の保持」であり、親が行方不明等で同意書を得ることができないために、疾病予防のための予防接種を受けることができないことは児童にとって大変な不利益であると考えます。

○保護者と連絡がとれずに、必要な予防接種を受けるために対応を苦慮している事例について何件も市町村から相談を受けている。施設で集団生活を送るためには予防接種は必要であり、定期接種することができる年齢の児童には広く、公平に接種機会を設けることが重要だと考える。

○本市にも児童福祉施設があり、保護者が行方不明であるなど保護者からの同意が取れない入所児童も一定程度存在する。そのような児童においても、病気の予防を図るとともに、施設における感染症のまん延を予防する観点から、必要な予防接種を受けることができるよう、施設長・児童相談所長等の同意で接種を可能とすることを求める。

○施設入所児童等について保護者の同意の有無が確認できない場合は、その施設長の同意を得て接種可能としてほしい。(以前該当者が1名いました)

○施設入所児童については、入所の際に通常保護者から予防接種に関する同意を得ることになっているが、入所に至る経過等によっては保護者から同意を得ることが困難な事例がある。施設で集団生活する児童の感染防止拡大の観点から法定予防接種の保護者同意要件の緩和は必要であると考えます。

○予防接種の実施について、児童養護施設や児童相談所から相談があるが、包括同意を得られていない場合も多くある。施設に入所し、かつ親と連絡が取りにくいような場合には、過去に予防接種を行っていない児童であることも多いが、同意の取得に時間がかかり、迅速な接種が難しい。

○H26年度は15人の児童が施設入所しており、子どもの虐待数の増加に伴い、施設入所者数も増加することが予測される。入所児童の健康保持に寄与するために、定められた時期に接種できる対応が必要と考える。

○市民が市外の施設に入所しているケースもあるため、保護者と連絡が取れない場合に限り、施設長等の同意で予防接種ができると良い。また、重篤な副反応等が出た場合の責任を保護者に問われるのではないかと懸念があるのでその対応についても十分検討する必要がある。

○県医師会予防接種委員会において、委員(小児科開業医)から、県内の児童養護施設の入所児童のうち、保護者が行方不明の児童、児童の所在地を保護者に秘匿としている児童に対し、予防接種ができないケースがある旨の報告を受けている。感染症のまん延防止、当該児童の適切な健康管理のため、施設長等保護者以外の者の同意により予防接種することが支障なくできるようにすべきである。

○親権剥奪の裁判中、児童は祖母の家に保護されている。児童は12歳であり、DT2期の予防接種を実施したいが、祖母は「親権を行う者又は後見人」に該当しない。保護者の文章による同意が難しい場合、定期接種としての予防接種は不可となる。

○施設入所児童等で保護者と連絡が取れず予防接種実施判断が困難な事例が発生している。

○提案事例の発生時には、「施設長等が親権代行している」とみなして、施設長等の同意で予防接種を実施している。保護者の施設間のトラブル回避や施設内の衛生環境を考慮して、施設長等の権限について明確な定義が必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

実情を踏まえて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上対応可能である場合(保護者が行方不明により連絡が取れない等)については、その旨を通知等により速やかに明確化すべきではないか。

○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上不可能である場合(保護者の行方は分かるものの連絡が取れない、保護者に連絡は取れるが予防接種を拒否している等)については、親権者が施設長等の安定した監護措置を不当に妨げてはならないとされた平成23年児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、どのような場合に保護者同意要件を緩和できるか、省令改正を含めてルールを明確化すべきではないか。

各府省からの第2次回答

児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合、児童相談所長や施設長の同意により当該児童が定期的予防接種を受けることは現行制度上可能である。その旨を改めて周知するため、実務上の問題点を整理後、通知等を速やかに発出し明確化することとしたい。

一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、現行制度上、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、児童相談所長や施設長の同意で予防接種をできることとするについては、児童相談所や関係団体などに対する意見照会等を行った上で、必要な省令改正等を行うこととしたい。

6【厚生労働省】

(6) 予防接種法(昭23法68)

(i) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。

(ii) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果 重点事項通番：23

管理番号 225 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 医療・福祉

提案事項
(事項名) 法定予防接種の保護者同意要件の緩和

提案団体 京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省
厚生労働省

求める措置の具体的内容

法定予防接種の保護者同意要件について、施設入所児童等で保護者と連絡が取れない児童については、施設長等の同意で可能とすることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

予防接種実施規則第5条の2により、予防接種を行うに当たっては、被接種者又はその保護者の同意を得なければならないこととされている。
定期接種実施要領では、児童福祉施設等において、接種の機会ごとに保護者の同意を得ることが困難であると想定される場合には、当該施設において保護者の包括的な同意文書を事前に取得しておくことも差し支えないとされているが、保護者が行方不明であるなど連絡が取れない入所児童については、必要な予防接種を受けることができないことから、施設長等の同意で接種を可能とすることを求める。

根拠法令等

予防接種実施規則第5条の2
定期予防接種実施要領

各府省からの第1次回答

定期の予防接種を行うに当たり、予防接種実施規則第5条の2の規定に基づき、あらかじめ被接種者又はその保護者に対して、適切な説明を行い、文書により同意を得なければならないとされているが、ここでいう「保護者」とは、予防接種法第2条7項において「親権を行う者又は後見人」とされている。

ここで、児童福祉法第33条の2第1項において、「児童相談所長は、一時保護を加えた児童で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対し、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、親権を行う。」と定められている。また、入所中の児童等で親権を行う者又は未成年後見人のないものに対しても同様に、親権を行う者又は未成年後見人があるに至るまでの間、児童福祉施設長が親権を行うこととされている。(同法第47条第1項及び第2項)

ここでいう「親権を行う者又は未成年後見人のない」場合とは、居住不明等の場合も含まれるため、児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保護者の同意の有無が確認できない場合において、施設長等の同意で当該児童が定期の予防接種を受けることは現行制度上可能である。

一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、ご指摘の通り、保護者の同意の有無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、施設長の同意で予防接種をできることとするについては、児童福祉施設長など児童福祉行政を担っている方々の意見にも配慮しつつ、法制面での対応を含め検討していくこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

保護者が行方不明の場合に施設長等の同意で予防接種を受けることが可能とされていることについては、児童福祉施設の運営指針等への記載にとどまっているため厚労省の見解が十分に浸透しておらず、児童福祉施設や市町村においても対応に苦慮するケースがあることから、あらためて通知等に明記して周知徹底を前向きに検討いただきたい。

併せて、施設長等の同意により予防接種を受けて不幸にも副反応等が生じた場合の、同意した者の責任に関する考え方についても一定の整理を図り、施設長等が予防接種を受けさせることに遅疑逡巡することのない環境整備についても検討いただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

釧路市、青森県、いわき市、栃木県、埼玉県、行田市、春日部市、府中市、相模原市、三田市、豊田市、岐阜県、海南市、玉野市、久留米市、熊本市、宮崎市、特別区長会

○一時保護中又は施設入所中に保護者との連絡が取れなくなることは多々あり、必要性を感じている。

○施設入所中の者で入所時に保護者の同意書がないために法定接種を受けることができないケースがあった。予防接種の目的は「感染のおそれのある疾病の発生及び予防、国民の健康の保持」であり、親が行方不明等で同意書を得ることができないために、疾病予防のための予防接種を受けることができないことは児童にとって大変な不利益であると考えます。

○保護者と連絡がとれずに、必要な予防接種を受けるために対応を苦慮している事例について何件も市町村から相談を受けている。施設で集団生活を送るためには予防接種は必要であり、定期接種することができる年齢の児童には広く、公平に接種機会を設けることが重要だと考える。

○本市にも児童福祉施設があり、保護者が行方不明であるなど保護者からの同意が取れない入所児童も一定程度存在する。そのような児童においても、病気の予防を図るとともに、施設における感染症のまん延を予防する観点から、必要な予防接種を受けることができるよう、施設長・児童相談所長等の同意で接種を可能とすることを求める。

○施設入所児童等について保護者の同意の有無が確認できない場合は、その施設長の同意を得て接種可能としてほしい。(以前該当者が1名いました)

○施設入所児童については、入所の際に通常保護者から予防接種に関する同意を得ることになっているが、入所に至る経過等によっては保護者から同意を得ることが困難な事例がある。施設で集団生

活する児童の感染防止拡大の観点から法定予防接種の保護者同意要件の緩和は必要であると考え
る。

○予防接種の実施について、児童養護施設や児童相談所から相談があるが、包括同意を得られてい
ない場合も多くある。施設に入所し、かつ親と連絡が取りにくいような場合には、過去に予防接種を
行っていない児童であることも多いが、同意の取得に時間がかかり、迅速な接種が難しい。

○H26年度は15人の児童が施設入所しており、子どもの虐待数の増加に伴い、施設入所者数も増加
することが予測される。入所児童の健康保持に寄与するために、定められた時期に接種できる対応が
必要と考える。

○市民が市外の施設に入所しているケースもあるため、保護者と連絡が取れない場合に限り、施設長
等の同意で予防接種ができると良い。また、重篤な副反応等が出た場合の責任を保護者に問われる
のではないかと懸念があるのでその対応についても十分検討する必要がある。

○過去に施設入所児童の予防接種について、保護者の包括的同意文書により予防接種を実施した事
例があるが、保護者から同意書をとれない児童については、当市事業として予防接種を受けられない
のが現状である。そのため、当市においても提案内容に賛同するものであるが、万が一当該児童に予
防接種による健康被害が発生した場合、後日保護者から施設長及び市が訴えられることのないような
制度でなければ参画は困難である。

○県医師会予防接種委員会において、委員(小児科開業医)から、県内の児童養護施設の入所児童
のうち、保護者が行方不明の児童、児童の所在地を保護者に秘匿としている児童に対し、予防接種が
できないケースがある旨の報告を受けている。感染症のまん延防止、当該児童の適切な健康管理の
ため、施設長等保護者以外の者の同意により予防接種することが支障なくできるようにすべきである。

○親権剥奪の裁判中、児童は祖母の家に保護されている。児童は12歳であり、DT2期の予防接種を
実施したいが、祖母は「親権を行う者又は後見人」に該当しない。保護者の文章による同意が難しい場
合、定期接種としての予防接種は不可となる。

○施設入所児童等で保護者と連絡が取れず予防接種実施判断が困難な事例が発生している。

○提案事例の発生時には、「施設長等が親権代行している」とみなして、施設長等の同意で予防接種
を実施している。保護者の施設間のトラブル回避や施設内の衛生環境を考慮して、施設長等の権限に
ついて明確な定義が必要と考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

実情を踏まえて、十分に検討すること。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上対応可能である場合(保護者が行方不明により
連絡が取れない等)については、その旨を通知等により速やかに明確化すべきではないか。

○施設長等の同意により予防接種を行うことが現行制度上不可能である場合(保護者の行方は分かるもの
の連絡が取れない、保護者に連絡は取れるが予防接種を拒否している等)については、親権者が施設長等
の安定した監護措置を不当に妨げてはならないとされた平成23年児童福祉法改正の趣旨を踏まえ、どのよ
うな場合に保護者同意要件を緩和できるか、省令改正を含めてルールを明確化すべきではないか。

各府省からの第2次回答

児童相談所における一時保護児童及び施設入所児童等の保護者が行方不明などにより連絡が取れず、保
護者の同意の有無が確認できない場合、児童相談所長や施設長の同意により当該児童が定期の予防接種
を受けることは現行制度上可能である。その旨を改めて周知するため、実務上の問題点を整理後、通知等を
速やかに発出し明確化することとしたい。

一方で、保護者の行方を把握しているが連絡が取れない場合については、現行制度上、保護者の同意の有
無が確認できないために予防接種ができない場合がある。こうした場合において、児童相談所長や施設長
の同意で予防接種をできることとすることについては、児童相談所や関係団体などに対する意見照会等
を行った上で、必要な省令改正等を行うこととしたい。

[再掲]

6【厚生労働省】

(6) 予防接種法(昭23法68)

(i) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者が行方不明等の場合については、児童福祉法(昭22法164)33条の2第1項並びに47条1項及び2項に規定する親権を行う者又は未成年後見人のない場合に含まれるため、児童相談所長又は児童福祉施設の長が親権を行使して法定予防接種の実施に同意することが可能であることを、地方公共団体に平成27年中に通知する。

(ii) 児童相談所長が一時保護を加えた児童、児童福祉施設に入所中の児童等に関し、保護者の行方は分かるものの連絡が取れない等の事由により、保護者の同意の有無を確認することができない場合については、省令を改正し、児童相談所長又は児童福祉施設の長等の同意による法定予防接種の実施を平成28年度から可能とする。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果 重点事項通番：26

管理番号 226 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 土木・建築

提案事項(事項名) 一部入居者の公営住宅の収入申告において職権認定を可能とする。

提案団体 京都府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省
国土交通省

求める措置の具体的内容

公営住宅法第16条第1項により、家賃の決定は入居者の収入申告が前提とされているが、生活保護受給者等については、申告がなくても事業主体による職権認定を可能とし、申告忘れ等により、近傍同種家賃が設定され、滞納に陥ることを防止する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、事業主体側で把握することが可能な生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を提案する。

具体的には、以下の方法等が考えられる。

- ・入居時に生活保護受給中は以後の収入申告を職権で認定し、福祉事務所と公営住宅管理者との間で個人情報やりとりすることに対する同意書を徴取する。その後は、福祉事務所等に文書照会して生活保護を受給している入居者リスト及び所得情報を入手し、それらの方について一括して職権認定を行う。
- ・入居中に生活保護の受給を開始した方は、最初だけ同意書をもらい、その後は、入居時から生活保護を受給している方と同様に認定する。

公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的な弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。

【支障事例】

生活保護受給者等について、申告懈怠により近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費との差額を負担しなければなくなり、滞納やにつながるケースが発生している。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもあり、受給者本人の自立を妨げる要因になっている。

根拠法令等

公営住宅法第16条第1項

各府省からの第1次回答

一部入居者の公営住宅の収入申告における職権認定の可否について、職権認定を認める場合の要件等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会的弱者への対応の視点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もいると考えられるため、制度改正の前向きな検討をお願いする。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

釧路市、帯広市、苫小牧市、洞爺湖町、横手市、天童市、真室川町、埼玉県、大和市、海南市、玉野市、高松市、西条市

○入居者は収入申告が未提出のため、文書や訪問により面会を試みるが単身高齢者で精神疾患を持っており、全く折衝することができない。そのため、近傍同種家賃となり、家賃その他、公共料金が滞納に陥っている状況である。

○生活保護を受給していれば収入申告の必要がないと思っている受給者もあり、何度収入申告を催促しても提出されないケースが毎年多々ある。

○生活保護者や認知症患者、精神障害者等からの収入申告について、申込書や添付書類の提出催促等に多くの時間と労力をさいており、また、そのような者に対し近傍同種家賃を賦課しても単に滞納家賃が増えるばかりで、かつ、支払い能力や生活再建等に配慮し明け渡し請求も実質的に出来ない状況がある。

○生活保護受給者について、申告懈怠のケースが発生している。平成26年度の収入申告において、生活保護世帯は全2,496世帯であったが、そのうち16世帯が最終的に未申告であり、平成27年度の家賃が近傍同種家賃の設定となった。そのため、住宅扶助費との差額を負担しなければならなくなり、滞納等のトラブルにつながるケースが発生している。こうしたことから、生活保護受給者等の収入については、本人からの申告がなくても事業主体側で職権認定することが可能となるよう制度改正を求める。

○当初設定した収入申告の申告希望期限までに申告されない入居者がいるため、後日、収入を申告するよう督促する事例が発生しており、事務量の増大を招いている。公営住宅は、低所得者に対し、住宅セーフティネットとして提供していることを考慮すれば、生活保護受給世帯が、収入申告を忘れたことにより、近傍同種家賃を設定され、住宅扶助費の額以上の住宅使用料(家賃)を負担しなければならないのは、公営住宅法の趣旨に反していると思われる。

○同様の事案が発生しており、対応に苦慮している。生活保護受給者の方は、住宅使用料算定の為の収入申告書を生活保護受給の為の収入申告と混同されることも多く、未提出につながり易いものと思われる。

○生活保護受給中である入居者が、収入申告を怠ることにより、近傍同種家賃を認定し、滞納及び明け渡し請求につながった事例がある。福祉事務所と協力し、収入未申告者に対し、指導を行っているが、今後もこのような事例はありうるとと思われる。生活保護受給者等の収入変動がない入居者に対し、事業主体側で職権認定できるようになることは、望ましいと考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

入居者からの収入の申告の方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○職権認定又は代理申告を導入する制度改革に関する都道府県・市町村の運用状況・実態調査等を踏まえた検討状況について、中間報告を示していただくとともに、今後の検討スケジュールについても具体的に示していただきたい。

○マイナンバー制度の導入により、事業主体においてマイナンバーを利用して収入状況を容易に把握できるようになることから、生活保護受給者や認知症患者に限定することなく、入居者全体について、毎年度の収入申告を不要とすることはできないのか。

各府省からの第2次回答

○「生活保護受給者等」の置かれている現状によっては、その収入について職権認定又は代理申告を認めることも選択肢の一つとして考えられることから、今般、御提案頂いた団体に対して「生活保護受給者等」の実態や制度改革を行う際の方向性等について調査を行ったところ。本調査結果については、本年10月上旬に予定されている提案募集検討専門部会の第2次ヒアリングの中で具体的にお示しすることとしたいが、提案団体間においても特に制度改革の方向性について見解が分かれており、また今回新たに新規共同提案団体が示されたことから、今後は同団体を含め全事業主体に対して同様の調査を行い、その結果を基に、来年度までに制度改革の可否について検討することとしたい。

○なお、公営住宅の家賃は市場家賃よりも低廉なものであり、その低廉性を実現・維持するために国からの補助など公的な財政支出がなされているところ、低廉な家賃で公営住宅に居住していることは経済的にみれば公的給付を受けていることと同義である。このような公的給付を受けるためには原則として当該給付を受けようとする者が申告することが原則である(生活保護法第7条参照)ことから、低廉な家賃の設定を受けなければならない状況にあることを入居者自らが申告する必要があるものとして、公営住宅法第16条では毎年度の収入申告を入居者本人に課しているところ。したがって、公営住宅が低廉な家賃設定の下で国からの補助などを受けながら供給されているものである限り、例えマイナンバーを利用することにより入居者本人の収入状況を事業主体が把握することができるようになったとしても、入居者本人から毎年度の収入申告を求めるとする原則を変更することはできない。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【国土交通省】

(5)公営住宅法(昭26法193)

(ii) 公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果 重点事項通番：26

管理番号 提案区分 提案分野

提案事項
(事項名)

提案団体

制度の所管・関係府省

求める措置の具体的内容

公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増と思われる単身の認知症患者については、本人からの申告によらず、市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

公営住宅法第16条第1項において、公営住宅の入居者全員について収入申告が義務づけられているが、今後急増と思われる単身の認知症患者については、本人の申告でなく市町村長等による代理申告が可能となるよう、制度改正を提案する。

具体的には、以下の方法等が考えられる。

・地域包括支援センター又は市町村高齢者福祉担当部局から認知症の入居者について申告書(表紙)を提出してもらい、市町村の課税台帳(H28.1月～マイナンバー)で所得状況を確認の上、認定を行う。

公的給付における申請主義は、本人の制度を利用する意思をもとに給付が行われるものであるが、公営住宅においては入居の申込みの際から、退去しない限り低廉な家賃の住宅に継続して居住する意思を持っていると推定されることから、一部入居者に対し毎年の申請を免除する余地はあると考えられる。一方で公営住宅においては、毎年収入を申告しなければならない中、社会的弱者が適正な家賃を認定されないケースも散見されているため、収入変動の可能性が低い社会的な弱者についてのみ申請主義の例外を設けるものである。

【支障事例】

申告懈怠により、近傍同種家賃を設定されるケースが発生しており、本来負担すべき家賃に比べ著しく高額の家賃を払わなければならない状態となっている。また、滞納額の増加により、明け渡しにつながるケースもある。

根拠法令等

各府省からの第1次回答

一部入居者の公営住宅の収入申告における代理申告の可否について、代理申告の主体の範囲等を検討するため、都道府県・市町村における運用状況・実態の調査等を行い、その結果等を踏まえ、今後検討していく。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

社会的弱者への対応の視点から、一律に申告主義を当てはめるのは酷な者もいると考えられるため、制度改正の前向きな検討をお願いする。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

釧路市、帯広市、苫小牧市、洞爺湖町、横手市、天童市、郡山市、埼玉県、春日部市、海南省、玉野市、宇部市、西条市、大村市、栃木県

○当市の収入申告事務においても、生活保護者や認知症患者、精神障害者等からの収入申告について、申込書や添付書類の提出催促等に多くの時間と労力をさいており、また、そのような者に対し近傍同種家賃を賦課しても単に滞納家賃が増えるばかりで、かつ、支払い能力や生活再建等に配慮し明け渡し請求も実質的に出来ない状況がある。

○単身の認知症患者については、各自治体の福祉担当部門にて成年後見人の選定斡旋等を行っているが、決定までには時間を要することから、このような入居者に対しては、代理申告を推進することで、円滑な事務処理がなされるものとする。

○本県の公営住宅入居者の中には、75歳以上の後期高齢者の単身入居者が1,994人(平成27年4月1日時点)存在している。認知症等の理由により、収入未申告となる事例も発生しており、対応が課題となっている。こうしたことから、本県としても、単身の認知症患者について、本人の申告ではなく市町村長等による代理申告が可能となるよう制度改正を求める。

○市で当初設定した収入申告の申告希望期限までに申告されない入居者がいるため、後日、収入を申告するよう督促する事例が発生しており、事務量の増大を招いている。当市では、単身の高齢者世帯が増加しており、今後は認知症を患うことにより、収入申告を行うことが困難になる事例も発生するものと思われる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

入居者からの収入の申告の方法については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○職権認定又は代理申告を導入する制度改正に関する都道府県・市町村の運用状況・実態調査等を踏まえた検討状況について、中間報告を示していただくとともに、今後の検討スケジュールについても具体的に示していただきたい。

○マイナンバー制度の導入により、事業主体においてマイナンバーを利用して収入状況を容易に把握できるようになることから、生活保護受給者や認知症患者に限定することなく、入居者全体について、毎年度の収入申告を不要とすることはできないのか。

各府省からの第2次回答

○「単身の認知症患者」の置かれている現状に鑑み、その収入について職権認定又は代理申告を認めることも選択肢の一つとして考えられることから、今般、御提案頂いた団体に対して「単身の認知症患者」等の実態や制度改正を行う際の方向性等について調査を行ったところ。本調査結果については、本年10月上旬に予定されている提案募集検討専門部会の第2次ヒアリングの中で具体的にお示しすることとしたいが、提案団体間においても特に制度改正の方向性について見解が分かれており、また今回新たに新規共同提案団体が示されたことから、今後は同団体を含め全事業主体に対して同様の調査を行い、その結果を基に、来年度までに制度改正の可否について検討することとしたい。

○なお、公営住宅の家賃は市場家賃よりも低廉なものであり、その低廉性を実現・維持するために国からの補助など公的な財政支出がなされているところ、低廉な家賃で公営住宅に居住していることは経済的にみれば公的給付を受けていることと同義である。このような公的給付を受けるためには原則として当該給付を受けようとする者が申告することが原則である(生活保護法第7条参照)ことから、低廉な家賃の設定を受けなければならない状況にあることを入居者自らが申告する必要があるものとして、公営住宅法第16条では毎年度の収入申告を入居者本人に課しているところ。したがって、公営住宅が低廉な家賃設定の下で国からの補助などを受けながら供給されているものである限り、例えマイナンバーを利用することにより入居者本人の収入状況を事業主体が把握することができるようになったとしても、入居者本人から毎年度の収入申告を求めることとする原則を変更することはできない。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

[再掲]

6【国土交通省】

(5)公営住宅法(昭26法193)

(ii)公営住宅の家賃の決定に係る入居者からの毎年度の収入申告(16条1項)については、全事業主体に対する調査を含めて検討の上、認知症患者等に対し職権認定を認めるなど、その方法を拡大することとし、所要の改正法案を平成29年通常国会に提出する。また、マイナンバー制度の利用に当たって、収入申告手続の簡素化の観点で事業主体に先行的な取組がある場合には、適時適切に地方公共団体に周知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	112	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	鳥獣被害防止緊急捕獲対策における捕獲個体の確認方法の変更				
提案団体	佐賀県				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲個体の確認について、市町村担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現場確認)を基本とされているが、これを市町村担当者ではなく、市町村長が任命、又は指名することとしている「鳥獣被害対策実施隊」の隊員でも行うことができるようにすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】
鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲実施の確認については、市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法(現地確認)を基本とされ、現地確認が困難な場合は、写真や捕獲個体又はその部位による確認など、確実に確認できる方法を事業実施主体等が適切に定めると規定されている。
しかし、写真や捕獲個体又はその部位では個体確認についての精度が保たれないことから、本県では市町村の担当者が捕獲現場に直接赴き確認することを基本としている事業主体が多く、特に小規模な事業主体で現場確認を基本としているところが多い。
しかしながら、マンパワーが限られている市町職員が対応することは負担が大きく、基本としている現場確認が困難な場合がある。

根拠法令等

鳥獣被害防止緊急捕獲等対策実施要領
(別記3)第2 2(2)

各府省からの第1次回答

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業における捕獲の確認については、鳥獣被害防止総合対策交付金実施要領において、都道府県又は市町村の担当者による現地確認を基本としつつ、捕獲した鳥獣の個体全体と捕獲者が写っており、捕獲場所が特定できる日付入りの写真や、捕獲個体又はその部位による確認といった方法を地域の実情に応じて定めることができる規定となっている。

これは、不正な事業執行を未然に防止する上で、鳥獣被害防止計画の作成者である市町村が責任をもって事業を実施することが重要との認識から定めたものである。

御提案のように、捕獲の従事者が大半を占める鳥獣被害対策実施隊の隊員による現地確認を認めた場合、不正な事業執行を招く可能性があり、効果的な被害対策を阻害する恐れがあることから、対応は困難である。

以上を踏まえ、上記の写真による確認と捕獲個体又はその部位による確認を組み合わせること等、地域の実情に応じた個体確認の精度を高める工夫を通じて、本事業に基づき捕獲された有害鳥獣の個体であることを確実に確認できる方法により御対応いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

確認方法の1つである捕獲した鳥獣の個体全体と捕獲者が写り、捕獲場所が特定できる日付入りの写真は、例えば写真を撮る際に鳥獣の向きを変え、異なる捕獲場所を明記し、カメラの日付を操作すれば1つの個体で複数の写真を作ることができる。

また、捕獲個体又はその部位による確認の場合、多くの団体が尻尾や耳などの部位による確認としていていると思われるが、部位を使いまわすことが想定される。そうしたことから、写真や捕獲個体又は部位による確認は、現地確認よりも精度が劣り、現地確認を基本とされているところだと認識している。

今回提案している鳥獣被害対策実施隊の隊員による現地確認は、ご指摘の通り、捕獲の従事者が鳥獣被害対策実施隊の隊員となることも想定されるが、実施隊員が鳥獣被害防止緊急捕獲等対策の補助対象となる捕獲を行った場合は、第三者(捕獲に従事しない実施隊員等)が確認するように規定することで、適切な確認がなされる。

もしくは、実施隊員は補助対象となる有害捕獲を行わないようにし、実施隊の報酬等で確認業務手当を別途支給すれば、不正な事業執行を未然に防止できる。

なお、鳥獣被害対策実施隊の隊員は、鳥獣被害防止計画の作成者である市町村長が任命または指名しており、鳥獣被害防止計画の遂行にあたっては、実施隊の役割も大きい。近年鳥獣被害が深刻化する中、農林水産省におかれても鳥獣被害対策実施隊の設置を推奨されているところであり、権限を強くして鳥獣被害防止対策に積極的に取り組む人を増やすことが必要と思われる。

確認方法の選択肢を増やし、地域の実情に応じた鳥獣被害防止対策を効果的に実施するため、見直しについてご検討いただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

茨城県、大田原市、埼玉県、萩市、愛媛県

○当県においても確認体制がとれないことを理由に事業が実施できない市町村がある。

○捕獲実施の確認については、担当者が捕獲現場に直接赴き、当該捕獲鳥獣を実際に確認する方法（現地確認）又は現地確認が困難な場合は、写真や捕獲個体又はその部位による確認などにより確認をしている。また、猟友会においても有害鳥獣について捕獲実施をしているが、山中での作業であり、個体確認の精度が低く（写真が薄暗い等）困難をきたしている。このため市町村職員が対応することの負担が大きく、基本としている現場確認が困難なことから、鳥獣被害対策実施隊員において捕獲確認ができれば、捕獲個体の確認がしやすくなる。

○鳥獣被害防止緊急捕獲等対策における捕獲個体の確認については、原則、市町村職員が捕獲現場に直接赴き、捕獲した鳥獣を実際に確認することとされている。しかし、捕獲頭数が100頭以上の規模の市町村でも、鳥獣被害対策を担当する職員は1名程度であり、かつ他業務と兼務の場合が多いことから、捕獲された鳥獣が山間部の場合、現場までの往復の移動や確認作業に多くの時間を要し、さらに休日などの対応もあり、職員の負担が大きい。また、鳥獣被害対策実施隊における民間の隊員は非常勤の公務員となることから、実施隊の隊員であっても適切な業務執行が可能であり、公正性も保たれる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

捕獲確認者を捕獲活動従事者以外の者とする事で、不正な事業執行を未然に防止することは可能である。

【全国市長会】

鳥獣被害防止に資するよう、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

各府省からの第2次回答

御提案を踏まえ、鳥獣被害対策実施隊員については、市町村長による任命又は指名を受けた非常勤の公務員であることから、鳥獣被害対策実施隊員による現地確認を可と判断することとする。ただし、不正な事業執行を防ぐ観点から、捕獲に従事せず、かつ捕獲の現地確認を行う者として適切な者を、市町村長が現地確認を行う者として責任をもって任命し、事業を実施する必要があると考える。

いずれにしても、不正な事業執行を防ぎつつ、地域の実情に応じて、本対策に基づく有害鳥獣の捕獲個体であることを確実に確認できる方法により御対応いただきたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）記載内容

6【農林水産省】

(17)鳥獣被害防止総合対策交付金

(i)鳥獣被害防止総合対策交付金により有害捕獲を行う際の捕獲実施の現地確認者については、市町村長により任命等された鳥獣被害対策実施隊員も含まれることとし、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	212	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等				
提案団体	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。

一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。

単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。

一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。

(参考)

保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助
幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助

【制度改正の必要性】

以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。

根拠法令等

(保育所等整備交付金)
児童福祉法第56条の4の3
保育所等整備交付金交付要綱
(認定こども園施設整備交付金)
認定こども園施設整備交付金交付要綱

各府省からの第1次回答

認定こども園の施設整備に係る支援については、今年度は文部科学省及び厚生労働省で事業募集や内示時期を合わせる等対応しているところ。なお、交付金の所管の一元化については、予算編成過程での検討が必要あり、現時点で回答は困難であるが、事務手続については引き続き運用改善について努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付金制度の一元化については「予算編成過程での検討が必要」ということであるが、運営費補助は既に一元化されており、現行の施設整備補助の制度を維持しなければならない特段の理由がない限り、一元化に向けた検討を基本に進めるべきである。

なお、本年度、文部科学省と厚生労働省でそれぞれの事業募集や内示の時期を合わせるなどの対応をしているとのことであるが、単一施設を2つの制度で助成する以上当然の対応であり、都道府県や市町村をはじめ、特に施設設置しようとする各設置事業者にとっては、書類作成等事務が二重となるなど、実際に多大な負担を与えていることにかわりはなく、事務負担を軽減するためにも、交付金制度の一元化を図ることが必要である。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、秋田県、能代市、鹿角市、遊佐町、福島県、栃木市、小山市、前橋市、埼玉県、上越市、安曇野市、浜松市、豊橋市、春日井市、豊田市、大津市、福知山市、堺市、高槻市、奈良市、和歌山市、安芸高田市、香川県、新居浜市、熊本市、宮崎市、栃木県、岐阜県、大阪狭山市

○幼保連携型認定こども園に係る施設整備に係る交付金について、市町村からの交付手続きは、新設に加え改築や大規模修繕でも同様に、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行う二重事務となっているほか、共用部分の1号、2・3号入所定員数等による按分といった煩雑な作業・手続きが必要となっている。

県においても同様に、保育所部分は県内市町村分を取りまとめ、内容精査のうえ厚生労働省に進達するのに対し、幼稚園部分は市町村の施設毎の協議は文部科学省で内容審査を行うにも関わらず、県から同省への交付申請を行い、また、県から市町村へ交付するための交付要綱・要領等の整備や交付事務が必要となるといった二重事務が生じている。

予算面でも、同一施設であるのに幼稚園部分のみ県予算への計上が必要となり、県民にとって分かりにくい仕組みとなっている。

このため、事務の効率化や対外的なわかりやすさ等の観点から、施設整備交付金の所管の一元化が必要であると考えます。

○H27施設整備交付金活用予定で、二重の事務が発生している。このため、交付金所管にかかる一元化等の改善を求めます。

○認定こども園施設整備の国庫補助については、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務が複雑化している。また、事業実施にあたっては、両方の交付金の内示が出ないと事業に着手することが出来ず、スケジュールの遅れにもつながっている。事務の効率化や施設整備の早期完了を図る上でも、所管の一元化や事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。

○認定こども園等の施設整備では、保育部分の整備は厚労省所管「保育所等整備交付金」を、教育部分の整備は文科省所管「認定こども園施設整備交付金」を活用しています。幼保連携型認定こども園へ移行のための施設整備を行なう場合、保育部分・教育部分の両方を整備する必要が多く、その場合は、単一施設での2つの交付金を活用することとなり、二重の事務が発生する他、交付額は、工事費を保育・教育に係る部分の定員や面積等で便宜上按分して算出するなど事務が煩雑となっています。

○認定こども園の整備については、国の進める施策であり、今後多くの幼稚園が認定こども園に移行するにあたり、補助金を活用した施設整備が行われるものとする。提案のとおり、同一施設についての市町村の補助手続き事務の一本化を要望する。

○平成27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、幼稚園でも保育所でもない単一の施設とされている。しかしながら、施設整備に係る国の補助金は、幼稚園部分と保育所部分という概念が入り込み、施設側は別々に申請しなければならず、事務負担が大きいという支障が生じている。事務の煩雑さを改善するために制度を改正する必要がある。

○申請者である市町村が同一整備事業について2つの補助事務を行っており、事業者、市町村、県ともに二重の事務をしている。

○本年度幼保連携型認定こども園に施設整備に対する補助を予定しており、文部科学省、厚生労働省それぞれへ交付金の交付申請を予定しているところであり、二重の事務が生じている。事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化や、事務の統一化などの改善を行うことを求める。

○交付を受ける立場である市においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。

○二重事務により、国からの補助金にかかる決定通知等に時差が生じるため、市の補助金支出事務に遅延が生じる恐れがあるため、所管の一元化などの改善を求めます。

○「子ども・子育て支援新制度」において、認定こども園の普及が謳われているなか、市の計画として、市立幼保施設をすべて幼保連携型認定こども園へ移行するため取組を推進しているとともに、私立幼稚園及び保育所に対しても移行を支援しているところである。

しかしながら、新制度では、従来バラバラに行われていた認定こども園等に対する財政措置の仕組みを改善するため、「施設型給付」等を創設することで一本化されたにも関わらず、施設整備の段階での財政支援に対する改善がなされていない。

私立幼稚園及び保育所に対する意向調査においては、認定こども園や新制度に係る国の財政支援の先行きが不透明であり、今後の動向により判断するとした園が多くあり、施設整備に対する財政支援が煩雑である状況も要因のひとつとなっている。

以上より、移行促進等の観点から、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度については、制度及び所管の一元化や、少なくとも事務の統一化等の改善を求めるものである。

○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金を申請する場合、単一施設であるにも関わらず幼稚園部分は文部科学省に保育所部分は厚生労働省に交付申請等をしなければならず、交付申請等の提出書類は省ごとに作成しているが、書類の様式似ているが異なる部分もあり事務が非効率で煩雑である。

また、交付金額の算出も、建設費用を幼稚園部分と保育所部分の定員数で按分した上で、各省の交付要綱に則り交付金額を算出することになっているなど、算出する事務も煩雑となっている。

○幼保連携型認定こども園はないが、幼稚園型認定こども園の施設整備に係る申請手続き等を行う際に、同様に二重の事務が発生している。また、各省で、補助対象となる施設整備の内容や、申請期限等も異なるため混乱している。

○認定こども園の整備に関する交付金については二本立てとなり、県及び市町村の事務が煩雑になるだけでなく、事業者にとっても複雑で非常にわかりにくい内容となっているため、運営に係る施設型給付費と同様に、明瞭で簡潔なものとなるよう、制度の改善を求めます。

○保育所等整備交付金は、直接、国より交付されるため、幼保連携型認定こども園を整備する際には、保育機能部分のみ補助を行っている。

幼稚園本体と一体的に整備する際には、県との協議が必要となってくるが、国の所管が異なることや、施設側も県と市の二つの行政機関から補助金を受けるなど、手続きが煩雑になっている。

このため、幼保連携型認定こども園整備補助について一元化することは、事務の簡素化のために望ましいと考える。

○認定こども園整備を施設として一体的に進めるに当たり、厚生労働省、文部科学省双方の内定を待つこととなるため、時間的なロスが発生し、円滑な事業遂行に支障が生じている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

保育所等整備交付金は児童福祉法に基づく法律補助として実施している一方で、認定こども園施設整備交付金は法律上の根拠を有しない予算上の国庫補助事業として実施しており、補助区分についても、保育所等整備交付金が直接補助事業であるのに対し、認定こども園施設整備交付金は間接補助事業である等の理由から、

ご提案のように補助金を一元化することは難しい。

事務手続の煩雑さについては認識しているため、可能な限り事務手続が煩雑とならないよう交付要綱や協議書の一本化等を含め、具体的な対応策について検討してまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【内閣府】

(2)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(文部科学省及び厚生労働省と共管)

幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の一本化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	212	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等				
提案団体	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。

一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。

単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。

一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにも関わらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。

(参考)

保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助
幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助

【制度改正の必要性】

以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。

根拠法令等

(保育所等整備交付金)
児童福祉法第56条の4の3
保育所等整備交付金交付要綱
(認定こども園施設整備交付金)
認定こども園施設整備交付金交付要綱

各府省からの第1次回答

認定こども園の施設整備に係る支援については、今年度は文部科学省及び厚生労働省で事業募集や内示時期を合わせる等対応しているところ。なお、交付金の所管の一元化については、予算編成過程での検討が必要あり、現時点で回答は困難であるが、事務手続については引き続き運用改善について努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付金制度の一元化については「予算編成過程での検討が必要」ということであるが、運営費補助は既に一元化されており、現行の施設整備補助の制度を維持しなければならない特段の理由がない限り、一元化に向けた検討を基本に進めるべきである。

なお、本年度、文部科学省と厚生労働省でそれぞれの事業募集や内示の時期を合わせるなどの対応をしているとのことであるが、単一施設を2つの制度で助成する以上当然の対応であり、都道府県や市町村をはじめ、特に施設設置しようとする各設置事業者にとっては、書類作成等事務が二重となるなど、実際に多大な負担を与えていることにかわりはなく、事務負担を軽減するためにも、交付金制度の一元化を図ることが必要である。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、秋田県、能代市、鹿角市、遊佐町、福島県、栃木市、小山市、前橋市、埼玉県、上越市、安曇野市、浜松市、豊橋市、春日井市、豊田市、大津市、福知山市、堺市、高槻市、奈良市、和歌山市、安芸高田市、香川県、新居浜市、熊本市、宮崎市、栃木県、岐阜県、大阪狭山市

○幼保連携型認定こども園に係る施設整備に係る交付金について、市町村からの交付手続は、新設に加え改築や大規模修繕でも同様に、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行う二重事務となっているほか、共用部分の1号、2・3号入所定員数等による按分といった煩雑な作業・手続が必要となっている。

県においても同様に、保育所部分は県内市町村分を取りまとめ、内容精査のうえ厚生労働省に進達するのに対し、幼稚園部分は市町村の施設毎の協議は文部科学省で内容審査を行うにも関わらず、県から同省への交付申請を行い、また、県から市町村へ交付するための交付要綱・要領等の整備や交付事務が必要となるといった二重事務が生じている。

予算面でも、同一施設であるのに幼稚園部分のみ県予算への計上が必要となり、県民にとって分かりにくい仕組みとなっている。

このため、事務の効率化や対外的なわかりやすさ等の観点から、施設整備交付金の所管の一元化が必要であると考えます。

○H27施設整備交付金活用予定で、二重の事務が発生している。このため、交付金所管にかかる一元化等の改善を求めます。

○認定こども園施設整備の国庫補助については、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務が複雑化している。また、事業実施にあたっては、両方の交付金の内示が出ないと事業に着手することが出来ず、スケジュールの遅れにもつながっている。事務の効率化や施設整備の早期完了を図る上でも、所管の一元化や事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。

○認定こども園等の施設整備では、保育部分の整備は厚労省所管「保育所等整備交付金」を、教育部分の整備は文科省所管「認定こども園施設整備交付金」を活用しています。幼保連携型認定こども園へ移行のための施設整備を行なう場合、保育部分・教育部分の両方を整備する必要が多く、その場合は、単一施設での2つの交付金を活用することとなり、二重の事務が発生する他、交付額は、工事費を保育・教育に係る部分の定員や面積等で便宜上按分して算出するなど事務が煩雑となっています。

○認定こども園の整備については、国の進める施策であり、今後多くの幼稚園が認定こども園に移行するにあたり、補助金を活用した施設整備が行われるものとする。提案のとおり、同一施設についての市町村の補助手続事務の一本化を要望する。

○平成27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、幼稚園でも保育所でもない単一の施設とされている。しかしながら、施設整備に係る国の補助金は、幼稚園部分と保育所部分という概念が入り込み、施設側は別々に申請しなければならず、事務負担が大きいという支障が生じている。事務の煩雑さを改善するために制度を改正する必要がある。

○申請者である市町村が同一整備事業について2つの補助事務を行っており、事業者、市町村、県ともに二重の事務をしている。

○本年度幼保連携型認定こども園に施設整備に対する補助を予定しており、文部科学省、厚生労働省それぞれへ交付金の交付申請を予定しているところであり、二重の事務が生じている。事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化や、事務の統一化などの改善を行うことを求める。

○交付を受ける立場である市においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。

○二重事務により、国からの補助金にかかる決定通知等に時差が生じるため、市の補助金支出事務に遅延が生じる恐れがあるため、所管の一元化などの改善を求めます。

○「子ども・子育て支援新制度」において、認定こども園の普及が謳われているなか、市の計画として、市立幼保施設をすべて幼保連携型認定こども園へ移行するため取組を推進しているとともに、私立幼稚園及び保育所に対しても移行を支援しているところである。

しかしながら、新制度では、従来バラバラに行われていた認定こども園等に対する財政措置の仕組みを改善するため、「施設型給付」等を創設することで一本化されたにも関わらず、施設整備の段階での財政支援に対する改善がなされていない。

私立幼稚園及び保育所に対する意向調査においては、認定こども園や新制度に係る国の財政支援の先行きが不透明であり、今後の動向により判断するとした園が多くあり、施設整備に対する財政支援が煩雑である状況も要因のひとつとなっている。

以上より、移行促進等の観点から、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度については、制度及び所管の一元化や、少なくとも事務の統一化等の改善を求めるものである。

○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金を申請する場合、単一施設であるにも関わらず幼稚園部分は文部科学省に保育所部分は厚生労働省に交付申請等をしなければならず、交付申請等の提出書類は省ごとに作成しているが、書類の様式似ているが異なる部分もあり事務が非効率で煩雑である。

また、交付金額の算出も、建設費用を幼稚園部分と保育所部分の定員数で按分した上で、各省の交付要綱に則り交付金額を算出することになっているなど、算出する事務も煩雑となっている。

○幼保連携型認定こども園はないが、幼稚園型認定こども園の施設整備に係る申請手続き等を行う際に、同様に二重の事務が発生している。また、各省で、補助対象となる施設整備の内容や、申請期限等も異なるため混乱している。

○認定こども園の整備に関する交付金については二本立てとなり、県及び市町村の事務が煩雑になるだけでなく、事業者にとっても複雑で非常にわかりにくい内容となっているため、運営に係る施設型給付費と同様に、明瞭で簡潔なものとなるよう、制度の改善を求めます。

○保育所等整備交付金は、直接、国より交付されるため、幼保連携型認定こども園を整備する際には、保育機能部分のみ補助を行っている。

幼稚園本体と一体的に整備する際には、県との協議が必要となってくるが、国の所管が異なることや、施設側も県と市の二つの行政機関から補助金を受けるなど、手続きが煩雑になっている。

このため、幼保連携型認定こども園整備補助について一元化することは、事務の簡素化のために望ましいと考える。

○認定こども園整備を施設として一体的に進めるに当たり、厚生労働省、文部科学省双方の内定を待つこととなるため、時間的なロスが発生し、円滑な事業遂行に支障が生じている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

保育所等整備交付金は児童福祉法に基づく法律補助として実施している。一方で、認定こども園施設整備交付金は法律上の根拠を有しない予算上の国庫補助事業として実施しており、また補助区分についても、保育所等整備交付金が直接補助事業であるのに対し、認定こども園施設整備交付金は間接補助事業である等の理由から、ご提案のように補助金を一元化することは難しい。
事務手続の煩雑さについては認識しているため、可能な限り事務手続が煩雑とならないよう交付要綱や協議書の一本化等を含め、具体的な対応策について努めてまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(3)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(内閣府及び厚生労働省と共管)[再掲]
幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の一本化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	212	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	幼保連携型認定こども園整備に係る交付金制度の一元化等				
提案団体	広島県、中国地方知事会、宮城県、三重県、日本創生のための将来世代応援知事同盟				
制度の所管・関係府省	内閣府、文部科学省、厚生労働省				

求める措置の具体的内容

27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、「学校及び児童福祉施設としての法的位置づけを持つ単一施設」とされ、指導・監督や財政措置の一本化が図られたところである。

一方、その施設整備に係る国費は、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務の流れも異なる。

単一施設を整備するにもかかわらず、二制度が並立している状況であり、制度の一元化や少なくとも事務の統一等の改善を求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

交付を受ける立場である市町村においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにもかかわらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。

一方、県においても、補助金交付の流れが異なることから、予算上は幼稚園部分のみを計上することになるほか、保育所部分については厚生労働省からの事務委任により県内市町分の取りまとめ・内容の精査等を行った上での進達、幼稚園部分については県費補助金としての文部科学省への交付申請を行うこととなり、二重の事務が生じている。また、単一施設であるにもかかわらず、その一部のみ予算計上されるという点についても、県民から分かりにくい仕組みとなっている。

(参考)

保育所部分(保育所等整備交付金):国から市町村への直接補助
幼稚園部分(認定こども園施設整備交付金):国から都道府県経由で市町村への間接補助

【制度改正の必要性】

以上から、施設整備交付金については、都道府県及び市町村における事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化(例えば、内閣府への一元化)や、少なくとも事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。

根拠法令等

(保育所等整備交付金)
児童福祉法第56条の4の3
保育所等整備交付金交付要綱
(認定こども園施設整備交付金)
認定こども園施設整備交付金交付要綱

各府省からの第1次回答

認定こども園の施設整備に係る支援については、今年度は文部科学省及び厚生労働省で事業募集や内示時期を合わせる等対応しているところ。なお、交付金の所管の一元化については、予算編成過程での検討が必要であり、現時点での回答は困難であるが、事務手続については引き続き運用改善について努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

交付金制度の一元化については「予算編成過程での検討が必要」ということであるが、運営費補助は既に一元化されており、現行の施設整備補助の制度を維持しなければならない特段の理由がない限り、一元化に向けた検討を基本に進めるべきである。

なお、本年度、文部科学省と厚生労働省でそれぞれの事業募集や内示の時期を合わせるなどの対応をしているとのことであるが、単一施設を2つの制度で助成する以上当然の対応であり、都道府県や市町村をはじめ、特に施設設置しようとする各設置事業者にとっては、書類作成等事務が二重となるなど、実際に多大な負担を与えていることにかわりはなく、事務負担を軽減するためにも、交付金制度の一元化を図ることが必要である。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、秋田県、能代市、鹿角市、遊佐町、福島県、栃木市、小山市、前橋市、埼玉県、上越市、安曇野市、浜松市、豊橋市、春日井市、豊田市、大津市、福知山市、堺市、高槻市、奈良市、和歌山市、安芸高田市、香川県、新居浜市、熊本市、宮崎市、栃木県、岐阜県、大阪狭山市

○幼保連携型認定こども園に係る施設整備に係る交付金について、市町村からの交付手続は、新設に加え改築や大規模修繕でも同様に、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行う二重事務となっているほか、共用部分の1号、2・3号入所定員数等による按分といった煩雑な作業・手続が必要となっている。

県においても同様に、保育所部分は県内市町村分を取りまとめ、内容精査のうえ厚生労働省に進達するのに対し、幼稚園部分は市町村の施設毎の協議は文部科学省で内容審査を行うにも関わらず、県から同省への交付申請を行い、また、県から市町村へ交付するための交付要綱・要領等の整備や交付事務が必要となるといった二重事務が生じている。

予算面でも、同一施設であるのに幼稚園部分のみ県予算への計上が必要となり、県民にとって分かりにくい仕組みとなっている。

このため、事務の効率化や対外的なわかりやすさ等の観点から、施設整備交付金の所管の一元化が必要であると考えます。

○H27施設整備交付金活用予定で、二重の事務が発生している。このため、交付金所管にかかる一元化等の改善を求めます。

○認定こども園施設整備の国庫補助については、保育所部分は「保育所等整備交付金(厚生労働省)」、幼稚園部分は「認定こども園施設整備交付金(文部科学省)」と別々であり、交付金事務が複雑化している。また、事業実施にあたっては、両方の交付金の内示が出ないと事業に着手することが出来ず、スケジュールの遅れにもつながっている。事務の効率化や施設整備の早期完了を図る上でも、所管の一元化や事務の流れの統一化などの改善を行うことを求める。

○認定こども園等の施設整備では、保育部分の整備は厚労省所管「保育所等整備交付金」を、教育部分の整備は文科省所管「認定こども園施設整備交付金」を活用しています。幼保連携型認定こども園へ移行のための施設整備を行なう場合、保育部分・教育部分の両方を整備する必要が多く、その場合は、単一施設での2つの交付金を活用することとなり、二重の事務が発生する他、交付額は、工事費を保育・教育に係る部分の定員や面積等で便宜上按分して算出するなど事務が煩雑となっています。

○認定こども園の整備については、国の進める施策であり、今後多くの幼稚園が認定こども園に移行するにあたり、補助金を活用した施設整備が行われるものとする。提案のとおり、同一施設についての市町村の補助手続事務の一本化を要望する。

○平成27年度に新たに設けられた幼保連携型認定こども園は、幼稚園でも保育所でもない単一の施設とされている。しかしながら、施設整備に係る国の補助金は、幼稚園部分と保育所部分という概念が入り込み、施設側は別々に申請しなければならず、事務負担が大きいという支障が生じている。事務の煩雑さを改善するために制度を改正する必要がある。

○申請者である市町村が同一整備事業について2つの補助事務を行っており、事業者、市町村、県ともに二重の事務をしている。

○本年度幼保連携型認定こども園に施設整備に対する補助を予定しており、文部科学省、厚生労働省それぞれへ交付金の交付申請を予定しているところであり、二重の事務が生じている。事務の効率化や対外的な分かりやすさ等の観点から、所管の一元化や、事務の統一化などの改善を行うことを求める。

○交付を受ける立場である市においては、幼保連携型認定こども園を新設する場合、単一施設であるにも関わらず、保育所部分は厚生労働省、幼稚園部分は県に交付申請を行うこととなり、二重の事務が発生している。また、供用部分については、交付申請に当たり、便宜上、幼稚園部分と保育所部分を入所定員数等により按分し、各々の手続きを行うこととなっている。

○二重事務により、国からの補助金にかかる決定通知等に時差が生じるため、市の補助金支出事務に遅延が生じる恐れがあるため、所管の一元化などの改善を求めます。

○「子ども・子育て支援新制度」において、認定こども園の普及が謳われているなか、市の計画として、市立幼保施設をすべて幼保連携型認定こども園へ移行するため取組を推進しているとともに、私立幼稚園及び保育所に対しても移行を支援しているところである。

しかしながら、新制度では、従来バラバラに行われていた認定こども園等に対する財政措置の仕組みを改善するため、「施設型給付」等を創設することで一本化されたにも関わらず、施設整備の段階での財政支援に対する改善がなされていない。

私立幼稚園及び保育所に対する意向調査においては、認定こども園や新制度に係る国の財政支援の先行きが不透明であり、今後の動向により判断するとした園が多くあり、施設整備に対する財政支援が煩雑である状況も要因のひとつとなっている。

以上より、移行促進等の観点から、幼保連携型認定こども園の施設整備に係る補助制度については、制度及び所管の一元化や、少なくとも事務の統一化等の改善を求めるものである。

○幼保連携型認定こども園の施設整備に係る交付金を申請する場合、単一施設であるにも関わらず幼稚園部分は文部科学省に保育所部分は厚生労働省に交付申請等を行わなければならない、交付申請等の提出書類は省ごとに作成しているが、書類の様式似ているが異なる部分もあり事務が非効率で煩雑である。

また、交付金額の算出も、建設費用を幼稚園部分と保育所部分の定員数で按分した上で、各省の交付要綱に則り交付金額を算出することになっているなど、算出する事務も煩雑となっている。

○幼保連携型認定こども園はないが、幼稚園型認定こども園の施設整備に係る申請手続き等を行う際に、同様に二重の事務が発生している。また、各省で、補助対象となる施設整備の内容や、申請期限等も異なるため混乱している。

○認定こども園の整備に関する交付金については二本立てとなり、県及び市町村の事務が煩雑になるだけでなく、事業者にとっても複雑で非常にわかりにくい内容となっているため、運営に係る施設型給付費と同様に、明瞭で簡潔なものとなるよう、制度の改善を求めます。

○保育所等整備交付金は、直接、国より交付されるため、幼保連携型認定こども園を整備する際には、保育機能部分のみ補助を行っている。

幼稚園本体と一体的に整備する際には、県との協議が必要となってくるが、国の所管が異なることや、施設側も県と市の二つの行政機関から補助金を受けるなど、手続きが煩雑になっている。

このため、幼保連携型認定こども園整備補助について一元化することは、事務の簡素化のために望ましいと考える。

○認定こども園整備を施設として一体的に進めるに当たり、厚生労働省、文部科学省双方の内定を待つこととなるため、時間的なロスが発生し、円滑な事業遂行に支障が生じている。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

保育所等整備交付金は児童福祉法に基づく法律補助として実施している一方で、認定こども園施設整備交付金は法律上の根拠を有しない予算上の国庫補助事業として実施しており、補助区分についても、保育所等整備交付金が直接補助事業であるのに対し、認定こども園施設整備交付金は間接補助事業である等の理由から、ご提案のように補助金を一元化することは難しい。
事務手続の煩雑さについては認識しているため、可能な限り事務手続が煩雑とならないよう交付要綱や協議書の一本化等を含め、具体的な対応策について検討してまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(5)児童福祉法(昭22法164)及び認定こども園施設整備交付金(内閣府及び文部科学省と共管)

幼保連携型認定こども園の整備に係る交付金については、保育所等整備交付金と認定こども園施設整備交付金の交付要綱や協議書の一本化等の事務手続の簡素化を図る方向で検討し、平成27年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

厚生労働省 最終的な調整結果

管理番号	216	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	医療・福祉
提案事項 (事項名)	高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大				
提案団体	鳥取県、中国地方知事会、関西広域連合、日本創生のための将来世代応援知事同盟、滋賀県、大阪府、和歌山県、徳島県				
制度の所管・関係府省	厚生労働省				

求める措置の具体的内容

看護師等の就業に結びつきやすい資格を取得するため養成機関で修業する母子家庭の母又は父子家庭の父に支給される高等職業訓練促進給付金について、その支給対象期間を、「修業する期間に相当する期間」としながら現行では上限2年に制限している。当該現行の補助対象となる支給対象期間を「上限なし(3年目以降も対象)」に拡大すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的な支障事例】

ひとり親の就業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、21年度には修業期間の全期間(上限なし)に拡充されたが、その後、24年度から上限3年、25年度からは上限2年に短縮されたことから、3年以上のカリキュラムが必要な資格に係る修業者数が減少している。(県内実績)23年度:6名、24年度:3名、25年度:0名)

ひとり親家庭の経済的自立にとって、効果的な資格を取得することは重要である一方、低所得傾向にあるひとり親にとって、3年目以降の給付金の当てが無い中では、3年以上の修業を要する資格を取得するには生活の不安があり、意欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況である。

【制度改正の必要性】

ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、それに伴い、一般世帯と比べて年収が低くなっていることから、自立を促進するには安定した就業のための支援が必要である。

その中で、高等職業訓練促進給付金は就業支援の効果が高く、実際に、県内で当該事業を活用して資格取得したひとり親の多くが常勤雇用に結びついている。

ひとり親に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業できるよう自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。

【本県における対応】

なお、本県では全期間を給付金の支給対象とすることの重要性に鑑み、26年度から県単独事業として、国庫補助の対象とならない3年目以降について、市町村を通じて支給することとした。(これにより、25年度に0名となった修業者が26年度は3名、27年度は5名と増加に転じた。)

根拠法令等

母子及び父子並びに寡婦福祉法第31条第2項
母子及び父子並びに寡婦福祉法施行令第28条第4項

各府省からの第1次回答

高等職業訓練促進給付金は、かつて、経済対策として補正予算により時限的に支給金額の引き上げ等を行ったが、補正予算に依存せず、当初予算による安定的な運用を可能にするため、平成25年度に制度の見直しを行い、現在に至っている。

さらに平成26年4月には、母子寡婦福祉法の改正を行い、高等職業訓練促進給付金を法定化・非課税化することによって、実質的な負担軽減を図ったところであり、全体としてみれば改善されたと評価することができると考えている。

また、看護師など3年課程の養成施設で修学する場合には、3年目を母子父子福祉資金の貸付により支援することも可能である。今後、更なる制度改善のため必要に応じて検討を行うこととしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

母子父子福祉資金はあくまでも貸付金であるので、返還が必要となる。修業開始時・修業中など、まだ就職先も決定しておらず、将来の見通しも不安定な中で貸付金を受けることは、返還に対する本人の経済的・心理的な負担が大きいことから、3年目を貸付金で対応することは制度として不十分である。

実際に、給付金の支給上限が2年に短縮された平成25年度においては、鳥取県内で3年以上の課程での修業開始者は0人であった。一方で、鳥取県で3年目以降の給付金を継続して支給する事業を開始した平成26年度からは、3年以上の課程での修業開始者が増加している。このことから、3年以上の課程で修業する者にとって、修業期間の全期間の生活の安定の確保が、資格取得(修業開始)に踏み切るインセンティブとなっているものと考えられる。

高等職業訓練促進給付金事業は、経済対策によって給付金支給期間が拡大されたことにより、申請者が増加し、多くのひとり親家庭が資格を取得されその後の常勤雇用にも結びついている。当該事業は、非常勤での雇用の割合の高いひとり親家庭にとって、大変有効な就業支援策である。

また、近年では給付金の非課税化など、ひとり親家庭の状況に応じて徐々に制度が改善されているところであるが、ひとり親家庭の様々なニーズに応え、全てのひとり親家庭が夢を諦めることの無いような支援を実施するために、修業期間の全期間の生活の安定を確保する必要があることから、3年目以降の期間の給付金の支給について引き続き強く要望する。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

苫小牧市、花巻市、福島県、埼玉県、東金市、印西市、相模原市、新潟市、三条市、長野県、浜松市、島田市、半田市、春日井市、豊田市、安城市、城陽市、八尾市、奈良県、和歌山市、海南市、安芸高田市、香川県、新居浜市、長崎県、熊本県、熊本市、沖縄県、呉市、特別区長会

○現在、上限2年の中で、2年以上課程の資格取得でこの制度を利用するものが減っている(H27年度は0件)。資格取得をしたくても断念せざる得ない状況にある。

○看護師資格取得のため、制度を利用しているひとり親がいる。平成24年度開始の方は、3年の利用ができたが、平成25年度開始の方は、3年目対象外となり、別の制度を利用している。ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、それに伴い、一般世帯と比べて年収が低くなっていることから、自立を促進するには安定した就業のための支援が必要である。その中で、高等職業訓練促進給付金は就業支援の効果が高く、実際に、県内で当該事業を活用して資格取得したひとり親が常勤雇用に関わっている。ひとり親に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業できるよう自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。

○支給期間の短縮後訓練受講者が減少している。(23年度 123名、24年度101名、25年度 67名)訓練受講者は、訓練期間が2年の准看護師が多いが、訓練期間が3年である看護師の訓練受講者も数名おり、支給期間の延長に対する要望がある。当該事業で資格を取得したひとり親は、正規雇用で就労しており、就労支援として効果的な事業である。ひとり親家庭の父母が希望する職種へ就職できるよう、給付金の支給対象期間を正規の修業期間まで拡大することが必要である。

○高等職業訓練促進給付金等事業の利用者は、平成23年度:54名、24年度:42名、25年度:32名、26年度:24名と減少傾向にある。27年4月から対象資格を国家資格全てに拡大したところであり、また、

修業3年目の者へは、相談により母子父子寡婦福祉資金の貸付を案内し、利用者の拡大に努めているところである。

○高等職業訓練促進給付金の新規申請者数は、平成23年度33人(看護師9人、准看護師18人)、平成24年度26人(看護師4人、准看護師15人)、平成25年度8人(看護師3人、准看護師5人)、平成26年度9人(看護師2人、准看護師5人)、平成27年度12人(看護師3人、准看護師8人)と減少傾向にあり、特に支給期間が変更された平成24年度と25年度の新規申請者数は前年度と比べて大幅に減少している。

看護師をはじめ、修学期間を2年以上要する資格も多く、支給期間の上限が2年となっている現行の制度では3年以上の修学期間を要する資格の取得を目指しにくい。このことが近年新規申請者が減少している理由の一つである。そのため、ひとり親に安定した就業環境を提供し、安定した雇用形態で就業できるよう全修業期間を給付金の支給対象期間とする必要がある。

○3年目以降の給付金の手当てがない状態では3年以上の修業を要する資格取得を断念せざるを得ない状況にある。

○歯科衛生士の資格取得を目指して平成27年4月から専門学校に修学している支給対象者がいる。修業期間は3年間であるが、現行要綱の支給期間は2年上限としているため、最後の3年目は支給対象者自身で生活費を工面をするよう理解を求めた。

○24年度から本年度7月までの本給付金での修業者数を比較すると全体数、及び3年以上の修業者数が減少している。また、現制度内容では修業期間が3年以上の場合、母子寡婦福祉資金の貸付などは受けられるが、卒業後に返済を抱えてしまうため、支給対象期間の拡大について要望する。

○修業期間3年目以降の生活の不安から、相談はあったものの、資格取得を断念した事例がある。母子父子寡婦福祉資金の返済に不安を感じるのは当然であり、支給対象期間を上限なしとする必要がある。

○3年以上のカリキュラムが必要な看護師等の修業者が以前より減少している反面、修業期間が2年の准看護師等の修業者は減少していない。これらは、給付金の支給対象期間を上限なしから上限2年と短縮したことが影響していると考えられる。そのため、現行の支給対象期間上限2年は、ひとり親家庭の就業支援として十分でないとする。

○提示されている支障事例と同様、正看護師など3年以上のカリキュラムを必要とする資格の取得については、生活の不安があるという声が寄せられている。入学費用や学費が自己負担であることも勘案し、3年目以降にも支給の必要性が高い。

○ひとり親家庭の就労状況は、非正規雇用が多く一般世帯と比べ平均年収が低くなっているため、ひとり親家庭の自立促進を図るには、資格取得による安定した雇用形態での就業が有効となっている。それには高等職業訓練促進給付金等事業において修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。例えば看護師は、安定した雇用形態にあるが資格取得に3年を要するため、ひとり親家庭にとっては、修業期間の3年目以降の生活費の不安から、意欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況にある。

○3年以上の修業を要する資格の場合には、2年間の給付では資金が不足する場合がある。母子父子寡婦福祉資金貸付金の技能修得資金の貸付を受けたとしても、就職後に稼いだ給与を貸付金返済に充てねばならず、給付金支給を通じた児童への波及効果(就労後に稼いだ収入による生活の安定・学習塾に通学が可能となることによる、学力レベルの向上など)が遅延する可能性がある。修了支援給付金の支給に関しても、支給対象とならない期間の修業状況を把握しなければならず、担当者が変更になることによる未支給が発生する可能性があり、効率性が悪い。修業する全期間とすれば、円滑な事務運用が可能になると思われる。

○修業3年目以降について、貸し付けでは多額の負債を抱えて、資格取得後の就業開始となるため、修学に結びつかない事例がある。3年目以降の負担軽減のために市単独で国事業の半額であるが支給を開始した。しかし、国制度では非課税となったものの、市単独事業給付では所得とされ課税対象となっている。

○修業3年目以降に国が想定している母子寡婦福祉資金の貸し付けについて、県の審査が厳しく、利用困難な状況にある。

○看護師等の資格取得は、就労に結びつきやすく、ひとり親家庭の経済的自立に効果が大きい。しかし、3年目の給付金がないことで断念する事例もあり、今後も予想されるため拡大を望む。

○本市における給付金の支給者の取得資格の希望としては看護師、理学療法士、作業療法士、准看護師資格であり、看護師、理学療法士、作業療法士は3年課程となっているため、経済的自立を図るためであれば、効果的な資格を取得することは重要である一方、低所得傾向にあるひとり親にとって、3年以上の修業を要する資格を取得するためには3年目の給付金の支給が必要となる。(3年課程の

資格取得の支給者/全体支給者 23年度:1/3名、24年度:2/4名、25年度:2/3名、26年度:1/1名、27年度3/3名)

また、現行では3年目については母子父子寡婦福祉資金貸付金により支援することとなっているが、申請審査決定までに時間もかかり、経済的に見通しある生活が出来なくなる可能性がある。

○看護師等の資格は取得に3年を要するため、ひとり親にとっては、修業期間の3年目以降の生活の不安から、意欲はあっても資格取得を断念せざるを得ない状況にある。なお、修業3年目には母子寡婦福祉資金の貸し付けが受けられるものの、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならないことに対する不安も強い。

○平成24年3月31日までに修業したものについては、修業する期間の全期間(上限3年)とされていたが、平成25年4月1日以降に修業を開始したものについては上限が2年となっており、3年制以上の養成機関に通う申請者は受講開始3年目に高等職業訓練促進給付金を受給することができない。代替措置として、母子父子寡婦福祉資金の利用が提示されているものの、貸付申請にかかる負担は大きい。また、貸付申請が受理された場合でも卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならない。○本制度の支給対象期間及び非課税世帯の支給月額を引き下げに伴い、当市の制度利用者は以下のように減少している。

(当市実績:新規申請者数23年度:22名 24年度:7名 25年度:7名)

背景にあるのは生活の不安である。本制度の利用者が取得する資格は3年制以上の修業期間を必要とすることが多く、現行の制度では受講期間中の不安を解消し、安定した修業環境を提供できているとは言い難い。修業全期間を支給対象期間とすることが望まれる。

○対象者から同様の声があがっているところであり、ひとり親の就業に資する資格取得に際しての生活支援給付金である高等職業訓練促進給付金について、その支給対象期間を、上限2年に制限している現状について、補助対象となる支給対象期間を修業期間の全期間(上限なし。3年目以降も対象)に拡大する必要性を感じている。

○修業期間が全期間とされていた平成23年度以降、修業期間が3年以上の新規受講者からの申請は減少傾向(H23:19名、H24:19名、H25:7名、H26:11名、H27:5名)にあり、全体の申請件数も減少傾向にある。

○平成25年度1名が当事業により高等看護学校へ入学した。平成27年度は、母子寡婦福祉資金の貸し付けを受けて就学中である。就労後(資格取得後)の借入金の返済に対する不安が強い。今後新たな当事業の活用が見込まれ難い。特に、就業に結びつきやすく生活の安定も図れる看護師資格(修業期間3年又は4年)については、平成23年度以降、全体に占める割合は減少傾向にあり、逆に、准看護師資格(修業期間2年)は増加傾向にある。本制度が目的とする受講期間中の生活の不安を解消し、安定した修業環境を提供するためにも、対象期間の拡大は必要であると考えている。

○高等職業訓練促進給付金の支給対象期間は、24年度から上限3年、25年度からは上限2年に短縮された影響により、修業者数が平成23年度123件、平成24年度112件、平成25年度81件と減少しており、県単独事業として延長支給を検討せざるを得ない状況となっているが、ひとり親家庭への就労支援の重要性を鑑み、国において、支給対象期間を再度全期間とすることを望む。

○ひとり親家庭の経済的な自立には、資格取得により就業につながる事が重要であるが、3年以上の就業を要する看護師の資格取得が主であり、3年目以降の生活への不安が少しでも解消されるために、支給対象期間の上限なしに拡大されるよう改善を求めます。

○高等職業訓練促進給付金の支給件数が年々減少しており、また、平成26年度の新規申請において、修業年限3年の資格取得申請者が前年度比▲18件(67件→49件)となっており、3年以上の修業を要する資格取得を断念している状況となっている。

申請件数の推移:H24 181件 H25 127件 H26 119件

○支給期間が2年間に短縮されたことによって、より安定就業につながりやすいが、長期の養成期間を要する資格に挑戦するのが困難な状況となっている。ひとり親家庭の自立を促進するためにも、それを後押しする仕組みが必要である。

○【申請者数の推移】H23年度:57人(2年制39人、3年制以上18人)、H24年度:29人(2年制17人、3年制以上12人)、H25年度:28人(2年制16人、3年制以上12人)、H26年度:22人(2年制18人、3年制以上4人)

本市の実績を見ると、支給対象期間が短縮されたことによって、申請者数(特に3年以上の修業を要する資格について)が減少しているといえる。

○<支障事例>平成27年4月に看護師資格取得中で修業3年目の受給者2名の内1名は修業期間中の生活に不安があるため、母子父子寡婦福祉資金の貸付(技能習得資金・生活資金)を受け、修学を継続している。3年目の修学は実習も多く、経済的にも厳しい。また、卒業後についても返済を行な

いながらの就労は心的な不安が多いとの受給者からの意見がある。

<地域における課題>3年以上の修学が必要な看護師の不足は、全国的な課題であるが、看護師資格の取得は就業に有利なだけでなく、長期継続的な自立へつなげると考えられる。

<制度改正の必要性等具体的な内容>3年以上修学が必要な資格には、経済的自立に効果的な資格が多いが、3年目以降の給付金の当てが無い中では生活の不安があり、意欲があっても資格取得を断念せざるを得ない状況がないよう、支給対象期間を、現行では上限2年に制限しているところ、上限なし(3年目以降も対象)に拡大することを求める。

○ひとり親に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業できるよう自立支援を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要である。

○ひとり親家庭は、非正規雇用で就労している割合が高く、一般世帯と比べて年収が低くなっている。ひとり親家庭に安定した修業環境を提供し、資格取得後には安定した雇用形態で就業することをもって自立促進を図るため、修業する全期間を給付金の支給対象期間とすることが必要。看護師等の資格は取得に3年を要するため、ひとり親にとっては、修業期間の3年目以降の生活の不安から、意欲はあっても資格取得を断念せざるを得ない状況にある。なお、修業3年目には母子寡婦福祉資金の貸し付け(月68,000円)が受けられるものの、卒業後に多額の返済を抱えて就労しなければならないことに対する不安も強い。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

ひとり親家庭を取り巻く厳しい経済環境の改善に向けて、高等職業訓練促進給付金の支給対象期間の拡大を図るべきである。

【全国市長会】

全修学期間が国庫補助対象期間となるよう、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

高等職業訓練促進給付金については、8月28日の「すべての子どもの安心と希望の実現に向けた副大臣等会議」でとりまとめられた「ひとり親家庭・多子世帯等自立応援プロジェクト(施策の方向性)」において、「就職に有利な資格の取得を促進するため、高等職業訓練促進給付金及び自立支援教育訓練給付金の機能の充実について検討」することとされており、予算編成過程で高等職業訓練促進給付金の機能の充実について検討してまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【厚生労働省】

(16)母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭39法129)

高等職業訓練促進給付金については、当該給付金の機能の充実について検討し、平成28年度予算編成過程で結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省 最終的な調整結果

管理番号	37	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	高校生等奨学給付金制度に係る給付要件の見直し(県外在学者)				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

高校生等奨学給付金は、保護者等が在住している都道府県が給付金を支給する制度となっているが、県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等の把握が困難であることなどから、類似する高等学校等就学支援金制度(国による授業料支援)に合わせ、生徒が在学している学校のある都道府県が給付する制度とすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

高校生等奨学給付金は、「都道府県が就学支援金の対象者となる高校生等の保護者であって、当該都道府県の区域内に住所を有する者に対して支給する」こととされているが、県外の高等学校等に進学している子どもを持つ保護者(県外保護者)の把握が困難であることや、県外の高等学校等に進学している子ども、進学先の高等学校等及びその保護者への周知が困難である。さらに、保護者にとっても、高校生等奨学給付金の申請書は住所を有する都道府県に提出し、高等学校等就学支援金の申請書は子どもの通学する学校に提出することになるため、分かりにくい制度となっている。

このため、高校生等奨学給付金の給付に当たっては、高等学校等就学支援金制度に合わせ、「就学支援金の対象者となる高校生等が在学している学校の所在する都道府県が、当該学校を通じて保護者に対して支給する」制度とすることにより、支給漏れを防止するとともに、事務・申請手続きの煩雑さを解消する必要がある。

【支障事例等】

県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、就学支援金にあわせて生徒が通学する学校が取りまとめを行っており、制度の周知も容易である。一方、県外保護者の場合、直接県担当課において申請を受け付けている。そのため、昨年は他の46都道府県担当課に対して管内の私立学校へ制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼した。

また、昨年、県外保護者から申請を受けた際、「わかりづらい」という声があったほか、支給対象者ではない方からの申請もあり、不支給の理由をその都度説明した。

根拠法令等

高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)交付要綱

各府省からの第1次回答

○高校生等奨学給付金は、低所得世帯の授業料以外の教育費負担を軽減するために各都道府県が実施する事業で国が補助する事業(1/3国庫補助金、2/3地方交付税措置)であり、一部の都道府県から県外の世帯を対象に一般財源を活用することは議会等の理解が得られないとの意見があったことから、現在の制度としたところである。

○また、本制度は平成26年度に創設した事業で、学年進行(平成27年度は1、2年生のみ対象)で実施しており、着実に事業を実施する必要があることから、現時点での制度改正は困難である。

○なお、手続きが煩雑でわかりづらいという指摘については、今年度、申請書の簡素化等を行うなど事務負担の軽減を図ったところであるが、今後とも都道府県と連携を図りながら事務負担の軽減や支給漏れを防止するための周知方法等について引き続き改善等に努めてまいりたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本制度が保護者等の在住要件に基づく制度であることで、本提案に係る具体的な支障事例で記載したとおり、昨年は他の46都道府県担当課に対して管内の高等学校等へ制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼したところである。しかしながら、県外の高等学校等へ通学する生徒の保護者等に対して制度の周知を徹底することは困難である。このため、支給漏れの懸念が払拭できず、公平性の観点から問題があると考えている。

文部科学省の第1次回答では、各都道府県の一般財源を活用することを現行の制度とした理由とされているが、そもそも、本制度は、法律に基づく就学支援金制度に所得制限を導入する際、その財源を活用して国主導により創設されたものであり、全国一律の実施を都道府県に求めている以上、就学支援金制度と同様、法律に基づく制度として、その費用は全額国が負担すべきものである。

また、導入時の検討経緯や現制度が導入2年目であること等を考慮すると、現時点での制度改正に困難を伴うことは理解できるが、そのことを以て制度改正が不可であるという理由にはならない。

事務負担の増加を招く頻繁な制度改正を望むものではないが、保護者等の在住要件に基づく現行制度は、多大な事務負担を強いるものとなっていることを十分に認識していただきたい。実際のところ、県外への進学者の把握や他県への周知依頼等、事務的にも、また、申請者においても困難・煩雑な状況が発生している。就学支援金制度との関連を踏まえ、より良い制度となるよう、この機会をとらえて見直し・改正をお願いしたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

青森県、福島県、埼玉県、奈良県、佐賀県、大分県、沖縄県

○【制度改正の必要性】県外の高等学校等に在学する生徒等の保護者の把握が困難である。高等学校等就学支援金と同様、高校生等が在学している高等学校等が所在する都道府県から支給する制度とすることにより、就学支援金の認定状況から給付金の給付対象者が把握できることから、支給漏れの防止及び事務の簡素化が図られる。

○「住所を有する」取扱いが都道府県によって異なることや(住民票又は在住)、父母の住所が異なる場合に、二重支給のおそれがある。

・震災による避難者が、現在在住していない本県へ申請する場合、申請者の負担が大きい。

・広域通信制高校においては、生徒への周知・書類のとりまとめなどに対応できないとの声があった。

○就学支援金は生徒が在籍する学校へ申請し、学校のある都道府県が給付する制度である。一方、奨学給付金は住所地の都道府県に直接申請し、住所地の都道府県が給付する制度になっており、県外の学校へ通う申請者はパンフレット又はホームページ等を参照し、直接都道府県に書類を郵送している。

奨学給付金の支給対象者は原則全員が就学支援金の支給対象者であるにも関わらず、申請先が異なることから、ほぼ同一の申請書類(課税証明書等)を2通準備する必要があり、申請者の負担が大き

い。

また、対象者の把握が困難で、なおかつ学校を通さず直接県に申請する形式のため、制度の内容が十分周知されにくく、昨年度は申請書類の不備や支給対象外の保護者からの申請が多かった。(申請件数:300件、うち不備40件、支給対象外140件)

書類に不備がある申請者や対象外の申請者へは、学校を通さず担当課から個別に電話等で連絡を行う必要があるため、事務が煩雑であるが、そもそも就学支援金と同様に学校を通じて周知・申請を行うようにすれば、県外在住者であっても制度の周知が確実に行われ、こうした不備や対象外の申請を防ぐことができる。

○1 周知徹底の困難さ

県外の学校に通う高校生等の保護者(申請者)には県からの周知が行き届かず、自ら情報収集を行わなければならない場合があり、周知の上で不公平が生じる。

2 申請者の負担

県内学校にあっては学校に提出すればよいが、県外学校の場合は、申請書及び在学証明書を取り寄せた上で各都道府県へ申請する必要があり、負担感が大きい。

○提案団体と同様の支障事例あり。ただし、本制度は、現在、都道府県事業として財源負担が都道府県:国=2:1であるが、以下の理由から財源を含めて国直轄事業としての実施を再検討すべきである。

(国直轄事業とすべき理由)①国の就学支援金制度の見直しにより低所得者支援として開始されたものであること。②支給要件等は国の補助要綱等により詳細に決定されており、都道府県が政策的に意思決定するものはほとんどないこと。③低所得者支援として全国的に実施するものであること。

なお、都道府県事業のままであるなら、県域外の保護者に対する給付の財源負担については調整(その保護者の都道府県への求償など)が必要と考える。

○公立の場合、県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等の場合、直接本県担当課において申請を受け付けている。

昨年は、県内の中学校から子どもが進学した県外公立学校に対して本人への制度(本県への申請受付期間、提出先を含む。)の周知を依頼したため、本県の事務の負担のみならず、県外公立学校への事務の負担にもなった。

県外の高等学校等に通学する子どもを持つ保護者等からは、県によって申請書の提出期限や申請様式が違うので、「わかりづらい」という声があった。

○提案内容と同様に、県内の高等学校等へ通学する生徒の保護者からの申請は、就学支援金にあわせて生徒が通学する学校が取りまとめを行っており、制度の周知も容易であるが、県外の高等学校等へ通学する生徒で保護者が県内に在住する場合、当該保護者から直接県の担当課が申請を受け付けている。

昨年、当該保護者から申請を受けた際、「わかりづらい」という声があったほか、申請書類の不備等で複数回書類のやり取りをした事例もあった。

○県外の高等学校への進学者の把握は困難であり、実質、保護者への周知は各学校を通して行なわれることになるため、学校所在の都道府県と保護者の居住する都道府県の募集時期が異なると、各都道府県で定めた実施期間内での処理が困難である。

また、県外進学者の対象者の把握が困難なことから、対象者であるにもかかわらず申請漏れとなる可能性もある。

広域通信制については、県外在住の生徒が多いことから、その費用負担については、生徒の居住地を基本とするなど配慮が必要。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

高校生等奨学給付金制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続き簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて適宜見直しを行うべきである。

各府省からの第2次回答

○申請漏れの防止については、各都道府県による周知に加えて、国として奨学給付金をPRするパンフレットを作成し、全国校長会等を通じて周知をお願いしたり、必要な人がいつでも簡単に申請書等を取得できるようにホームページの充実を図るなどの改善を行っているところであるが、今後も都道府県からの御意見を踏まえつつ、更なる周知徹底を図りたい。

○前回の回答では、現在学年進行で事業を実施しており、現時点での制度改正は難しいことを回答したものであり、今後、制度の見直しを全く行わないことを言及したものではない。

○事務負担の軽減については、今年度は通信制の第1子と第2子の区分をなくしたり、申請書の様式の一部をチェックボックス式に見直すなど各都道府県の要望を踏まえ改善に努めてきたところであり、今後とも都道府県と連携を図りながら更なる事務負担の軽減に努めてまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【文部科学省】

(9) 高等学校等修学支援事業費補助金(奨学のための給付金)

高校生等奨学給付金を生徒が在籍している学校の所在する都道府県が給付することについては、公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律の一部を改正する法律(平25法90)による改正後の高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平22法18)の平成28年度までの施行状況とあわせて検証し、平成29年度中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

環境省 最終的な調整結果

管理番号	239	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	環境・衛生
提案事項 (事項名)	浄化槽市町村整備推進事業における「複数戸に1基の浄化槽の設置」についての要件緩和				
提案団体	徳島県、兵庫県、和歌山県、鳥取県、香川県、愛媛県、高知県				
制度の所管・関係府省	環境省				

求める措置の具体的内容

浄化槽市町村整備推進事業において、浄化槽は1戸に1基が原則で、敷地内に浄化槽を設置する場所がない場合等以外は複数戸に1基の共有設置は認められていない。
市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の背景】

浄化槽の設置に係る個人負担額は大きく、単独浄化槽から合併浄化槽への転換が進んでいない。そこで、個人負担が少ない市町村設置型浄化槽整備を推進しているところであるが、水洗化済みの住民にとっては転換コストの負担感は大きく、さらなるコスト縮減が課題である。

【支障となる事例】

隣接する少人数世帯が1基の浄化槽を処理能力の範囲内で共有できれば、各戸設置に比較して設置及び維持コストが大きく縮減できるが、現状では、市町村設置型の場合、設置スペースがないといった例外要件に該当しない限り共有設置は認められていない。

【制度改正の必要性】

国においては、市町村設置型浄化槽整備に必要な費用を市町村に助成しているが、1戸に1基の戸別整備が原則となっている。市町村設置型の更なる効率的な整備の実施や住民の負担軽減を図るため、事業要件を緩和し、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することを提案する。

【制度改正効果】

市町村設置型により2戸で5人槽1基を設置した場合、費用を2戸で折半する場合

- ・工事費の個人分担金(※1) 1戸あたり83,000円が、41,500円に削減
- ・維持管理費 年間65,000円(※2)が、年間32,500円に削減

20年間浄化槽を使用すると、1戸当たり 合計691,500円(=41,500+32,500×20)削減される。

※1:工事費(交付金対象額より、5人槽837,000円)の1割(市町村設置型の場合)

※2:生活排水処理施設整備計画策定マニュアル(環境省)より

根拠法令等

浄化槽市町村整備推進事業実施要綱第3

各府省からの第1次回答

浄化槽の設置については、建築基準法の規定による建築主事の判断が必要となるが、複数戸に1基の浄化槽を地形等の特殊状況によらずに国庫助成対象とすることについては、共有浄化槽を設置できる土地を市町村が確保するなど、永続的な設置が担保されること且つ1戸に1基を設置した際の国庫補助総額と比して安価となる場合を前提とし、緩和する方向で検討する。

なお、複数戸の上限戸数※については、個別処理と集合処理との役割分担を踏まえ、関係官庁とも調整して検討する。

※現在の交付要綱では地形等の特殊状況により個別に設置できない場合には、5戸以下まで接続しても差し支えないとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

提案の趣旨に沿った回答であるので、その方向で議論を進めていただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

埼玉県、相模原市

○昭和50年代後半から60年代にかけて、民間主導による大規模宅地開発が各地で活発に行われてきたが、開発後30年を超過して、当初設置した浄化槽の多くが更新時期を迎えており、適正に管理されない浄化槽や不具合が生じた浄化槽の増加に伴い、河川などの公共用水域の水質悪化の要因の一つとなっている。

それを避けるためには、下水道や農業集落排水と同様に市町村が浄化槽の適正な維持管理や計画的な整備に責任を持つ浄化槽市町村整備型への取組を促進する必要がある。

住民にとっては、合併浄化槽設置にあたっての負担金(概ね10万円程度)や浄化槽使用料が月2,500円～3,000円程度必要となるなど、一定の負担が生じることとなる。

また、敷地内に浄化槽の設置が可能な場合であっても、敷地条件によっては駐車場の再舗装、カーポートの移設などに伴い1基当たりの個人負担が重いケースがある。

そのため、複数戸に1基の共有浄化槽を一般化することにより、1世帯あたりの設置及び維持管理コストを縮減するとともに、地域の実情に応じた効率的な市町村整備型の運用方法の選択を広げることができることとなる。

○現在の浄化槽の最低人槽は5人槽であるが、平成26年度設置申請における1人世帯と2人世帯の合計の割合は約34パーセントとなっている。

地形等の特殊状況以外においても複数戸に1基の設置を認められることにより、隣接する1人世帯や2人世帯の共同使用を行うことができ、住民負担の軽減と設置及び維持管理コストの削減につながる。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

なお、共有する者同士のトラブルへの対応について留意する必要がある。

各府省からの第2次回答

—

6【環境省】

(6)浄化槽市町村整備推進事業

浄化槽市町村整備推進事業については、効率的な浄化槽の整備を図るため、共有浄化槽を設置できる土地を市町村が確保することなどを前提として、複数戸に1基の浄化槽を設置する場合についても地形等の特殊状況によらずに助成の対象とできるよう「浄化槽市町村整備推進事業実施要綱」(平27 環境省大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部)を平成27 年度中に改正する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	321	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	複数年契約を行う大規模な木造公共施設等への支援				
提案団体	福井県				
制度の所管・関係府省	農林水産省(林野庁)				

求める措置の具体的内容

大規模な木造公共施設等の整備については、木材調達や工事に複数年を要することから、複数年での契約の場合でも補助対象となるよう制度を見直すこと。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

大規模な公共施設の木造・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要であるが、農林水産省(林野庁)の事業では単年度契約が補助要件となっており補助対象とならない。本県では、南越養護学校(木造平屋、H17開校)の建築の際、建築の材料として利用される県産スギの準備に約一年を要し、工事期間が複数年となった。支障事例としては、本県の市役所が木造化を検討した際、本体部分の木造化が単年度で工事が終了しないことから申請を断念した事例がある。国土交通省所管の社会資本整備総合交付金では一括設計審査として、複数年の事業が認められているものもあり、当該交付金についても複数年事業を補助対象とすべき。

根拠法令等

「森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について」第4の1

各府省からの第1次回答

大規模な公共施設の木造化・木質化を行う場合は、木材調達と工事に時間を要するため、複数年での契約が必要とのことであるが、予算単年度主義の原則(日本国憲法第86条、財政法第11条参照)により、単年度契約を要件としているところ。

また、工事発注に先駆けて、事前に地方自治体が木材調達を行う「分離発注」が全国各地で導入されており、単年度で実施している事例が多々あるところ。分離発注を行うことにより、施工者との工事契約前に伐採を始めることができるため、部材調達の時間を大幅に短縮でき、工事工程に沿った無理のない材料供給が可能となる。林野庁では、補助事業「木造公共建築物の整備に係る設計段階からの技術支援」により、地方自治体に対し分離発注の方法を含む様々な技術的な助言を行っているため、同事業の活用も御検討いただきたい。

なお、現在実施している「木造公共建築物等の整備」については、モデル性のある木造公共建築物の整備を通じて、木材利用の良さを地域住民に普及PRすることが目的であって、大規模なものを含め木造公共建築物の整備そのものを目的とするものではないこと、インフラ整備を目的とする国土交通省所管の社会資本整備総合交付金とは目的を異にすることを御理解いただきたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は、大規模な木造建築物を整備するに当たって、木材調達だけでも長期を要するという現状を踏まえ、複数年での契約も補助対象となるよう見直しを求めるものである。「森林・林業再生基盤づくり交付金実施要領の運用について」では「やむを得ない」場合は複数年での事業も対象とされることになっており、木材調達だけでも長期を要する大規模木造施設の木造化・木質化についても補助対象となるよう実情に見合った改正が必要であると考えます。

分離発注が全国で導入されているとのことだが、分離発注においては、完成した建築物に不具合が生じた場合の責任の所在(調達段階に依るものか建築段階に依るものか)が不明確であることや、設計変更にかかる木材の追加調達や(不要木材の発生)の恐れがあるなど様々なリスクが伴うことが考えられる。分離発注による対応が適切であるとするのであれば、円滑に事業を推進できるよう、分離発注における現状、課題、解決策等について具体的にお示しいただきたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

北海道、花巻市、能代市、埼玉県、愛知県、豊橋市、福山市、萩市、福岡県、五島市、宮崎県、宮崎市

○大規模な木造公共施設を整備する際の複数年での事業実施については、地域材の調達や設計等に期間を要するため、単年度での事業実施が困難な事例もあり、要望県の提案事項に同意する。

また、地域材の安定的・効率的な供給・加工体制を図るための木質バイオマス利用施設や木材加工流通施設の整備においても、大規模な施設では同様に単年度では整備が困難であるため、制度の見直しを検討願いたい。

○当該事業において複数年契約を補助対象外とすることは、

①PR効果の高い(集客力の高い)施設は中・大規模の施設が多くなるため、材料調達から施工に期間を要する。

②地域のネットワークを活かした材料調達をするため材工分離発注とする。

といった事業の特性に合致しておらず、むしろ事業の趣旨を阻害するものである。

本県でも材料調達から施工まで複数年にまたがる計画での相談が市町村からあったが、断念した事例がある。

また、

①単年度契約とするため材工分離発注としたが、1つの施設に複数回の補助はできず、また材料のみ

では施設としての完成を確認できないことから、施工費のみを補助対象とした。

②複数年契約の町庁舎建築において、補助を受けるため内装木質化のみを別契約とせざるを得ず、別途入札等を行う必要が生じた。

といった事例があった。

○提案内容と同様の要望(複数年での契約の場合でも原則補助対象となるよう制度を見直すこと)が市町村から寄せられている。

また、平成26年度までに、施行が複数年にわたることにより補助対象とならなかった木造公共施設整備が、4市町で5件あった。

○保育所を木造化するにあたり、単年度で工事が終了しないことから補助金の申請を断念した事例が1件ある。今後、当市の公共建築物等木材利用促進方針に基づき公共建築物の木造化及び木質化を進めて行くには、補助対象を複数年度事業にも拡大することが必要。

○当市では、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律等により、市内の公共建築物等において木材利用を促進することを目的に、平成26年3月に「公共建築物等木材利用促進基本方針」を策定し、木材利用の取組を進めています。

また、法第1条の目的で「木材の利用を促進することが(中略)、…地域の経済の活性化に貢献すること等にかんがみ、…」と規定されており、当市の方針第3条では、「地元産木材の利用促進を図るものとする。」としています。

ただし、提案のとおり、木材調達には時間を要し、特に大量の木材を利用する公共建築物に対して地元産木材を利用する場合、一般流通材のように市場に流通していないため、伐採する山林の選定から、伐採、保管、粗挽き加工、乾燥、製材、施工等、相当の期間を要し、また、離島である当市の設備等の条件で、短期間で大量の伐採ができないこと(保有機械、人員関係)、人工乾燥やJAS認定工場が無いことから一旦島外への搬出が必要となります。

このような状況から、林野庁関係の補助事業に限らず、国庫補助事業による公共建築物の建設において、複数年でも補助対象となることの必要性を感じています。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

各府省からの第2次回答

現在実施している「木造公共建築物等の整備」については、モデル性のある木造公共建築物等の整備を通じて、木材利用の良さを地域住民に普及PRすることが目的であって、大規模なものを含め木造公共建築物の整備そのものを目的とするものではないことを御理解いただきたい。したがって、インフラ整備を目的とする国交省所管の社会資本整備総合交付金とは目的を異にするものであり、木造施設の整備に複数年かかるため、支援も複数年にわたるようにすべきという性格のものではない。

分離発注については、既存の補助事業の枠組みの中で、部材調達にかかる時間を大幅に短縮して公共建築物の木造化を行う手法として全国で採用事例があるが、御指摘のように

①完成した建物に不具合が生じた場合の責任の所在が不明確

②施工段階で木材の過不足が生じるおそれ

といった課題がある。

これらに対する解決策として、

①責任の所在については、

○先だて行われる木材の調達時に施工業者による品質確認を義務づけ、製材業者と施工業者が共に責任を持つ体制にする

○発注者と施工業者が連帯して責任を負い、現場施工時に指定した品質に満たない木材については、発注者が代替の木材を無償で支給する取り決めを行う

○調達材料に手が加えられた後に瑕疵を発見した場合は、施工業者と製材業者が連帯して保証することを木材の調達を行う際に仕様書に示す

また、

②木材の過不足が生じるおそれについては、リスク回避のため、
○施工段階に入ってから木材の不足が生じたときのために、あらかじめ追加調達のための費用を確保
○追加調達がスムーズに行えるよう、一般に市場に流通している寸法の部材を使用
○あらかじめ工事費に木材の材料費を見込んでおき、後に発注者から施工業者へと木材を支給した分は工事の材料費から減額
○調達して余った木材について、丸太ベンチや内装材等として利用
等の工夫事例があると認識しているので参考にしていきたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【農林水産省】

(18)森林・林業再生基盤づくり交付金

森林・林業再生基盤づくり交付金については、その活用に当たって、材料となる木材調達と施設の建設とを分離して発注する必要がある場合に、適切な事業の実施が可能となる具体的な方法等について、地方公共団体に平成27年度中に通知する。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

総務省 最終的な調整結果

管理番号	146	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	その他
提案事項 (事項名)	地方公共団体の貸付金に係る徴収又は収納の私人委託対象範囲の違約金への拡大				
提案団体	長崎県				
制度の所管・関係府省	総務省				

求める措置の具体的内容

地方公共団体が私人に徴収又は収納の事務を委託することができる歳入について、地方自治法施行令第158条第1項第6号において「貸付金の元利償還金」が定められているが、これに加え、違約金も私人委託の対象とするよう改正。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【具体的支障事例】

農業改良資金県貸付金(無利子)の未収金(元金及び違約金)について、現在職員で回収に当たっているが、今後、専門的なノウハウを持つ債権回収管理会社(サービサー)へ回収を委託することを検討している。しかし、自治体の歳入の徴収又は収納の私人への委託について、地方自治法施行令においては「貸付金の元利償還金」は対象であるが、違約金は対象外であり、委託業務範囲が限定されることにより未収金回収業務が非効率になることが懸念される。

【制度改正の必要性】

未収金回収を促進するため、元利償還金に加え、違約金も私人委託の対象とすることを提案する。

根拠法令等

地方自治法施行令第158条第1項第6号

各府省からの第1次回答

公金は、その性格からして、取扱上の責任を明確にし、公正の確保を期することが要求される場所であり、現行法上、私人に公金を取り扱わせることを原則として禁止し、法律又はこれに基づく政令に特別の定めがある場合を除くほか認められないこととされているところである。

一方、責任関係が不明確とならず、公正な公金の取扱いが期待され、かつ、経済性が確保できる場合においては、一定限度で私人による公金の取扱いを認めている。

具体的には、地方自治法施行令第158条第1項において、私人に歳入の徴収又は収納の事務の委託することができるのは、「その収入の確保及び住民の便益の増進に寄与すると認められる場合」とされているところである。

違約金は「収入の確保」に寄与する面はあるものの、その性格は、債務不履行の場合に債務者が債権者に支払うべきことを約した金銭であり、また、民法上も違約金は賠償額の予定と推定すると定められており、債務不履行に起因する損害賠償の性格を持つことからして、「住民の便益の増進」に寄与するものとは言いがたく、対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

民法第420条第3項で、違約金は賠償額の予定と推定すると定められているが、農業改良資金における違約金は、借入金の返済がなされなかった場合の「違約罰」の意味合いが強いと考えられる。

そのため、農業改良資金は無利子であるが、12.25%という高率の違約金を設定し、元金償還を促している。

延滞者は元金返済を遅延してしまっているが、これまでも、延滞した元金を返済しかつ違約金を払い終えた延滞者もいる。これらの完済者との公平性を保つ点からも、違約金も回収を続けていくことになる。

については、上記の点から提案事項について、再度検討を願いたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

埼玉県、安曇野市、岐阜県、豊田市

○サービサーに回収委託している貸付金があり、サービサーから債務者への通知には、違約金については別途、債権所管事務所から連絡する旨を記載している。

違約金も含めた委託が可能となれば、より効果的かつ効率的な債権管理が可能となり、今後は他の貸付金についてもサービサーへの委託を検討しやすくなる。

○母子父子寡婦福祉資金貸付金の償還業務において、一部の未収金の回収業務を民間の債権回収管理会社(以下、「サービサー」という。)に外部委託しているところであるが、提案事項に係る具体的支障事例のとおり、違約金が私人委託の対象外であることから、元利金はサービサー、違約金は県で回収というように二元的に管理せざるを得ない状況になっている。

これは、債務者にとっても返済金の種類により請求元や返済方法が異なるといった混乱の原因となるため、償還元利金及び違約金の一元的な回収は、債権者・債務者の双方にとってメリットがあるものと考えられ、回収業務の効率化及び回収効果の向上が期待できる。

また、奨学金や高齢者住宅整備資金貸付金など、違約金が発生している母子父子寡婦福祉資金貸付金以外の債権についても、今後回収業務を委託する可能性があるため、制度改正は必要である。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

債権回収の効率化の観点により、私人へ業務委託できる範囲について十分に検討すること。

各府省からの第2次回答

地方自治法施行令第158条第1項第6号に定める「貸付金の元利償還金」に「違約金」を追加する改正を検討する場合には、貸付金の元利償還金以外の歳入に係る違約金、延滞金、損害賠償金などを私人へ委託することについての取扱いも併せて整理する必要がある。

また、違約金等を私人に委託する範囲については、これらの歳入につき、普通地方公共団体の歳入を調定し、納入の通知をし、収入を受け入れる行為である「徴収」までを私人に委託することを可能とすべきか、若しくは、収入を受け入れる行為である「収納」のみを可能とすべきかを、地方自治法第243条及び同法施行令第158条の規定の趣旨を踏まえて整理する必要がある。

ご提案のあった状況を十分に踏まえつつ、上記の観点から検討を加え、必要な見直しを行っていくこととした。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

6【総務省】

(2)地方自治法(昭22法67)

私人の公金取扱いの制限(243条)については、地方公共団体の貸付金に係る違約金の収納について私人に委託することを可能とする方向で検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省 最終的な調整結果

管理番号	276	提案区分	A 権限移譲	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定権限の都道府県への移譲				
提案団体	兵庫県、京都府、徳島県、京都市				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

六次産業化法に基づく「総合化事業計画」の認定権限を、国から県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の経緯・事情変更】

国が進める地方創生のなかで、六次産業化は所得と雇用の確保の点で期待されており、本県でも、昨年度から様々な分野の事業者と連携して新商品開発等に取り組む「農」イノベーションひょうごを進めている。

【支障事例】

六次産業化法に基づく「総合化事業計画」は、農林水産省(各地方農政局地域センター)が認定しており、都道府県の関与ができず、必ずしも地域の実情にあっていない計画の認定がなされているため、計画が円滑に実行されていない事例が散見される。

例1) A営農組合

全国的なそばの販売価格の下落により、地域の生産量が大幅に減少した結果、そば粉、そば(麺)の加工が困難になるとともに、直売による販売も低迷したため、計画の取消が行われた。

例2) B生産組合

当初計画していた米粉使用菓子について、他と差別化した商品開発ができず、生産・販売コストを考慮すると採算が見込めないことから計画の取消が行われた。

こうした例からも、地域の実情に精通し、原料供給体制・販売体制の実効性等について総合的に判断できる都道府県に権限を移譲すべきである。

なお、生産・消費が複数県にわたることが想定されるが、関西では関西広域連合が存在しており、府県をまたがる調整を行うことは可能である。

【効果・必要性】

県内の生産、流通、販売状況など地域の実情に精通した県が審査するとともに、計画の実行・目標達成に向けた指導・助言を県と地域の六次産業化サポートセンターが連携して行うことで、計画の実効性をより高めることが可能となる。

根拠法令等

六次産業化法第5条1項、5項

各府省からの第1次回答

六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画については、平成27年6月末現在、累計2,245件の認定を行い、そのうち当該認定を取り消されたものが143件となっている(取消率6.4%)。

特に、認定が開始された平成23年度中に行われた認定に限ってみても、認定件数627に対して事業の不調による取消件数は41となっており(取消率5.8%。なお、事業者の死亡、病気による引退等による取消しを加えると82件)、安定的に事業を継続しているといえる。

これは、国による認定及びこれと一体的に行われるフォローアップにより、認定を受けた個々の事業の進捗状況を把握するとともに、必要があれば改善のための助言を行い、6次産業化プランナーの活用を促すなど、サポート活動を適切に行ってきたことによるものと考えている。

御指摘の「支障事例」については、認定権限が都道府県に移譲されていればかかる認定が行われなかったはずであるとする理由が記述からは判然としないが、認定を受けた農林漁業者等の9割以上が総合化事業を継続しているという事実を踏まえると、一部の認定取消事例を取り上げて都道府県に認定権限を移譲すべきであるとする根拠は乏しいものといわざるを得ない。以上から、提案については受け入れられない。

なお、総合化事業計画の認定に当たっては、都道府県から意見を提出することができるよう運用されているところであり、都道府県の関与ができないとする御指摘は当たらない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本事業を効率的、効果的に推進するためには、申請者の状況を良く把握しているサポートセンターや市町など関係機関と連携し、実行性のある計画認定や総合的な事後のフォローアップが可能である都道府県に権限を移譲すべきである。

総合事業計画の認定にあたって、都道府県への意見照会は、総合化事業計画の内容が概ね固まってしまった後に、1回あるのみであり、実質的には関与できなくなっている。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

埼玉県、萩市

○「総合化事業計画」の認定は、6次産業化ネットワーク活動交付金の交付要件となっており、計画には交付金の活用を含めた今後の資金計画を記載している。

本県の事例で、国が計画を認定したあと、6次産業化ネットワーク活動交付金の交付率を変更したため、認定事業者は資金計画の修正を迫られたことがあった。(これに伴い、国の都合にも関わらず、認定事業者から「総合化事業計画」の変更申請を提出しなければならないという事務作業も発生した。) 認定事業者には金銭面で新たな負担を求められることになり、安定的な経営を目指すことを考えれば、すでに認定した計画内容を国が自らの事情により変更することは、不適切である。

こうした事例は、国が各農業者の実態を理解していないことから生じるものである。

都道府県に総合化事業計画の認定権限を移譲するほか、6次産業化ネットワーク活動交付金を有効に活用できるよう採択基準を柔軟にするなどにより、より地域の特性を生かした支援が可能になると考える。

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

手挙げ方式による検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

各府省からの第2次回答

1 農業者の実態を踏まえた認定の実施

農林水産省には各都道府県に地域センターがあり、また、平成27年10月の組織再編後も各都道府県に地方農政局の職員を常駐させることとしており、申請者の状況をよく把握している6次産業化サポートセンターや市町村などの関係機関と連携して実効性のある計画認定や総合的なフォローアップが可能である。

2 都道府県への意見照会

総合化事業計画の認定に当たっては、都道府県に対し、総合化事業計画の内容が概ね固まった段階で意見照会を行うだけでなく、事務処理要領において、事前相談の段階で連絡調整を行うこととなっている。今後は認定を毎月行うこととなっており、申請後の認定審査に係る標準処理期間も短縮したことから、各地方農政局等に対し、早い段階で都道府県に連絡調整を行うように指導していく。

3 交付率の見直し

会計検査院から平成22年度及び平成23年度に執行された6次産業化のハード事業において、売上高の成果目標を達成した事業者が2割程度で、全体の約半数が成果目標の5割未満の達成率に止まると指摘を受けた。このため、認定事業者が過大な成果目標の設定を避け、身の丈に合った投資が行えるように金融機関の審査を経る観点から融資残補助を導入した際に、他の事業との横並びを踏まえて交付率の見直しを行った。したがって、認定事業者の取組の実態を踏まえ、健全な経営となるように変更したものであり、適切なものと考えている。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

—

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果

管理番号	288	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件等の緩和				
提案団体	兵庫県、京都府、大阪府、和歌山県、徳島県、京都市				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

求める措置の具体的内容

自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなった場合でも、生産緑地地区としての優遇措置を受けられるように面積要件及び解除要件を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案の経緯・事情変更】

平成27年4月16日に都市農業基本法が成立されたことに伴い、都市農業の振興や多面的な機能の発揮が求められている。

【支障事例等】

本県では、平成26年度に、自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、生産緑地が道連れ解除となったケースが9件(約2,000㎡)あった。

ある例では、複数人で1団の生産緑地の認定を受けていたが、そのうち1名が死亡し、農業の後継者がいなかったため、その農地を手放すこととなり、全体として緑地面積が500㎡を満たさなくなった。そのため、生産緑地の指定は解除され、残りの農地で営農していた者にも相続税の納税と猶予期間の利子税が発生し、営農継続の意志はあったが、納税のため農地を売却した。

【効果・必要性】

意欲ある農業者が営農を継続できるだけでなく、都市における農地の減少が緩和されることから、住民は、雨水貯留などの防災効果やヒートアイランド対策、環境学習体験の場としての活用など、農地の多面的な効用を享受することができる。

根拠法令等

生産緑地法第3条

各府省からの第1次回答

本提案は、すでに過去の議論(平成26年「提案募集に関する各府省との最終的な調整結果」)において結論が出ていると承知している。

なお、過去の議論と同様、当省としては以下のとおりと考える。生産緑地地区の面積要件については、都市計画において、農地の持つ緑地機能を評価し、これに厳しい建築規制等の制限を加えて保全を行う以上、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、生産緑地地区として指定できる面積要件に係る下限面積の枠付けを廃止することの対応は困難である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案は下限面積の枠付けを廃止するものではなく、面積要件と解除要件の緩和を求めるものである。下限面積や解除要件について、地域の実情を考慮して特例を設定できるように検討されたい。支障事例として記載している、「自己都合によらず現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなり、道連れ解除となった場合、相続税の納税のため、農地を売却する例がある」ことについて、どのような救済措置をお考えか示されたい。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

埼玉県、名古屋市、東大阪市、伊丹市、萩市、特別区長会

○複数人で一団の生産緑地の認定を受けていた所有者のうち1名が死亡したため、買取申出がなされ行為制限が解除されることとなった結果、残りの部分についても、現行の生産緑地地区の面積要件を満たさなくなったため、営農継続の意思があるにもかかわらず、生産緑地の指定が解除されることとなった事例がある。

○同様の事例があり、平成26年度は14件(約5,510㎡)あった。

○道連れ解除については過去に多数の事例があり、本年度もこれまでに1件の相談を受けた。相談を受けた地区は、相続により3名がそれぞれ1筆ずつを承継したが、その内1名に営農継続の意思が無く、主たる従事者死亡による買取申出を検討している。残りの2名には営農継続の意思があり、指定維持を希望しているが、2名が所有する土地の面積合計は450㎡程度であるため、道連れ解除を防ぐ方法は無いかと相談を受けた。解除要件が緩和されればこのような生産緑地を守れるようになり、農地減少による防災性低下の可能性を最小限に抑えられるなど、様々な効果が期待できる。

○H26年度に1件の道連れ解除があり、H4年度の指定以降で合計12件(約0.35ha)の生産緑地の道連れ解除が発生している。

○農地の多面的機能は農村部だけでなく都市部でも十分に発揮されるべきであると考えます。特に、生産緑地については、過密する空間の中で防災上においても必要な空間と考えます。農地は個人資産ではあるものの、都市部の土地価格は高値で推移しており、行政支援がなければ農地としての維持はもちろんのこと所有者の意に反して所有権移転されることが懸念されます。ご提案に賛同します。

○道連れ廃止自体は発生している(平成26年 1件 約100㎡)

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

生産緑地地区指定の面積要件及び解除要件については、条例に委任する又は条例による補正を許容するべきである。それまでの間については、提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

生産緑地地区の面積要件については、農地の持つ緑地等としての機能が発揮される一定の規模以上とする必要があることから、都市計画上の緑地等として評価できる最低限度として500㎡と設定しているところである。そのため、面積要件を緩和することは困難である。

また、生産緑地地区については、他の業種等との税の公平性にも配慮した上で、税制上の特例措置が設けられており、地域毎に設定された面積要件に基づく指定ではこのような国としての特例措置を設けることに適さないため、全国一律の基準が必要であると考えている。

上記事由により、現時点では記載事例に対する救済措置を講じることは難しい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

—

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

内閣府 最終的な調整結果

管理番号	223	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	消防・防災・安全
提案事項 (事項名)	被災者生活再建支援制度について、支援対象の拡大				
提案団体	京都府、関西広域連合、滋賀県、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	内閣府				

求める措置の具体的内容

被災者生活再建支援制度について、一連の災害であれば都道府県・市町村域をまたがる災害でも全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現在の制度】

被災者生活再建支援制度については、都道府県・市町村域をまたがる災害が発生した場合でも被災自治体内の建物被害世帯数を基準に適用されることになっており、同一あるいは一連の災害による被災にもかかわらず、基準に満たない市町村等の被災者は支援金の対象とならず、居住する市町村の違いにより法に基づく平等な救済がなされない状態が生じている。

【制度改正の必要性】

住民にとって理解しがたい仕組みとなっていることから、制度が適用される一連の災害であれば全ての被災団体を支援の対象とすることを求める。

なお、被災者生活再建支援法適用災害と同一災害について、都道府県及び市町村が支援法が適用されない世帯に行う支援の1/2が、特別交付税の対象となることになっているが、交付税総額に限りがある中で配分であり、同様の財政措置とはいえない。

【支障事例】

平成25年9月15日からの台風第18号、及び平成26年8月15日からの豪雨により、京都府北部で洪水被害が発生したが、被災者生活再建支援法の適用対象となる市がある一方、同一災害でありながら適用されない市が生じた

○平成25年9月15日からの台風第18号

- ・福知山市(適用)住宅減失世帯 300(80以上)、全壊2棟
- ・舞鶴市(適用)住宅減失世帯113(80以上)、全壊0棟
- ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 7(60以下)、全壊0棟

○平成26年8月15日からの豪雨

- ・福知山市(適用)住宅減失世帯 777(80以上)、全壊13棟
- ・綾部市(非適用)住宅減失世帯数 4(60以下)、全壊1棟

根拠法令等

被災者生活再建支援法第2条第2号
被災者生活再建支援法施行令第1条

各府省からの第1次回答

被災者生活再建支援制度は、被災市町村や都道府県のみでは対応が困難な、著しい被害を及ぼす一定規模以上の自然災害により生活基盤に著しい被害を受けた者に対し、全都道府県が相互扶助の観点から拠出した基金を活用して被災者生活再建支援金を支給し、国としても一定の補助(2分の1の補助)を行う制度(自治事務)である。

同一災害であっても適用対象とならない場合は、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としている。

このことから、支援法適用となる被害を受けた地方公共団体に対しては迅速な適用手続きを、同法の適用要件を満たさない地方公共団体に対しては、各都道府県で独自に支援措置を講じていただき、被災者に必要な支援が行われるよう対応してきたところ。

また、支援法の適用対象となる災害と同一の災害で同法の対象とならない被災地域の被災者に対して、都道府県が支援法と同水準の支援金等を被災者に支給した場合、支援金支給額の2分の1が特別交付税措置されている。

内閣府としても、引き続き、同一災害の被災者間で被災者への支援に差が生じないように、被災者生活再建支援制度の円滑な運用や地方公共団体における支援について、適切な助言を行ってまいりたい。

なお、被災者生活再建支援金の支給対象の拡充については、他の制度とのバランス、国・地方の財政負担などを勘案する必要があり、慎重な検討が必要と考えます。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

被災者生活再建制度については、市町村や都道府県の独自制度による救済も行われているところであるが、法が適用される規模の災害が発生した場合は、居住する市町村によらず法に基づく一定水準の救済が行われるべきと考える。従って一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すべきである。

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

栃木県、埼玉県、宇治市、高知県、大分県

○平成25年9月2日に埼玉県で発生した竜巻によって、越谷市は全壊30棟、隣接する松伏町は全壊1棟の被害が発生した。越谷市には被災者生活再建支援制度が適用されたものの、松伏町には全壊件数が基準に満たないため適用されなかった。同一の災害にも関わらず、市町村ごとの被災規模によって当該制度による支援の有無が異なるのは不公平であることから、提案のとおり制度改正することが必要である。

○提案内容と同じ支障事例有り

・平成24年度梅雨前線による大雨災害

- ・中津市(適用)全壊10 半壊解体30 半壊41
- ・日田市(適用)全壊10 半壊解体21 大規模半壊8 半壊327
- ・竹田市(適用)全壊10 半壊解体20 大規模半壊8 半壊44
- ・豊後大野市(非適用)全壊1
- ・別府市(非適用)半壊1
- ・由布市(非適用)半壊1
- ・玖珠町(非適用)半壊2

○平成23年台風12号による紀伊半島大水害で同様の支障事例があった。

- ・五條市(適用 支援法施行令第1条第2号)全壊22棟
- ・天川村(適用 支援法施行令第1条第6号)全壊4棟
- ・野迫川村(適用 支援法施行令第1条第6号)全壊4棟
- ・十津川村(適用 支援法施行令第1条第2号)全壊12棟
- ・黒滝村(非適用)全壊1棟

全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

【全国知事会】

一部地域が支援法の適用対象となるような自然災害が発生した場合には、全ての被災区域が支援の対象となるよう見直すべきである。

【全国市長会】

提案団体の提案の実現に向けて、積極的な検討を求める。

各府省からの第2次回答

同一災害であっても適用対象とならない場合は、市町村単位で全壊世帯が1世帯のみといった小さい被害であり、被災地方公共団体において対応することが可能であり、当該地方公共団体による対応を前提としている。

また、被災者に対する国の支援の在り方に関する検討会の「最近の竜巻等突風被害を踏まえた被災者支援の推進に関する提言（平成25年12月）」において、『同一災害で全ての被災区域に法を適用する場合、全壊世帯が1世帯のみであっても国が補助することになり「市町村」「都道府県」「国」それぞれが役割を果たすという災害対策基本法の体系や、被災者支援への国のあり方そのものに大きな影響を及ぼすことになる。』、『現在の国と地方の役割分担の下では、現行の支援法や同法施行令に規定する適用要件を拡大することは困難と考えられる。』との提言をいただいている。

今後とも、内閣府としては、同一災害の被災者間で被災者への支援に差が生じないよう、同法の適用要件を満たさない場合の独自支援措置を全都道府県で実施いただけるよう助言を行ってまいりたい。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針（平成27年12月22日閣議決定）記載内容

—

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

農林水産省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	242	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	農地・農業
提案事項 (事項名)	中山間地域等直接支払制度における営農条件の緩和				
提案団体	全国市長会				
制度の所管・関係府省	農林水産省				

求める措置の具体的内容

「中山間地域等直接支払交付金実施要領」の第6の2の「対象行為」において、「5年間以上継続して行われる農業生産活動等」と規定されている要件を高齢者に限って撤廃すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現状の課題】

「中山間地域等直接支払制度」は、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保するために平成12年度に導入された制度である。現在、制度を活用している農業者等の高齢化が進んでいるところである。

当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高齢者対策が充実しているものの、「5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営農を継続することや、耕作に新規参入する上で心理的な障壁となっている。

また、途中で離脱できる制度が整っている以上、当該制度を活用する高齢者に対しては、5年の営農条件を設定しておく必要性が低い。

【支障事例】

たとえば、高齢者対策のひとつとして、第3期対策から「集团的サポート型」(C要件)が導入されているが、協定農用地の内の一人在高齢を理由に協定から離脱しようとする、他の協定締結者等が、離脱した者の農用地を耕作するとなっている。

また、営農を続けさせるような高齢者対策があったとしても、耕作者の高齢化が進んでいる状況にあっては、5年間の継続的な営農に自信がない者は、他の耕作者に迷惑をかけまいと、集落単位で営農の継続を断念する事例が出てきている。

【効果】

営農の継続を最初から断念する者が少なくなる。

ひいては、耕作者を確保することにもつながり、耕作放棄地の増加に歯止めをかけることができる。

根拠法令等

中山間地域等直接支払交付金実施要領
第6の2

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

山形県 遊佐町、埼玉県、長野県 安曇野市、静岡県 富士宮市、山口県 宇部市、佐賀県、宮崎県 宮崎市、栃木県

○高齢者を中心に5年間の継続的な営農に自信がないため、協定集落への参加を辞退する事例や小規模協定が解散する事例が増加してきている。

また、当市では、第3期対策で「集団的サポート型」(C要件)を実施している協定が多くあったが、第4期対策では協定参加者の高齢化も進み、サポート役の協定員の負担増が予想されるため、協定参加者に迷惑をかけまいと高齢者を中心に協定の参加を辞退する事例も出てきている。

ただし、農業経営の効率化を目的に転換等の意向もあることから、高齢者に限らず、5年継続要件を緩和してほしい。

○開始当初より地域の農業を支えてきた参加者も15年経過したことから高齢化が進んでいる、中山間という地域性もありかなりの高齢化の進んだ集落も発生してきている。

その集落の中でも数人の参加者が5年間の不安を理由に参加することをためらい、実際に4期に参加しない集落が発生してきている、たとえC要件を選択していてもなんらかの返還要件の緩和を希望する。(過去に10年以上集落協定に参加している70歳以上の構成員の場合、リタイアする構成員の面積のみ返還などに変更するなどの緩和)

○本県では、平成27年度は「中山間地域等直接支払制度」の第4期対策の初年度であり、各市町村とともに農業者に対して制度説明等を行っているところである。

その際、要件である「5年間以上継続して行われる農業生産活動」に対して生産者から懸念を示されることが多く、高齢化した集落を中心に集落単位での営農活動の協定締結を断念する事例が生じている。

第4期対策の協定については8月末までに提出されることと規定され、協定面積について精査中であるが、「5年間以上継続して行われる農業生産活動」の要件を高齢者について撤廃した場合、協定面積の維持・増加が図られるものと考えている。

○中山間直接支払について、第3期(平成22年度から平成27年度)は、11集落と協定を結んでいたが今回(第4期)については、5集落の減少になりました。当村においても高齢化による人口減少や担い手不足や高齢で作業を行うのは困難との理由から5年間の継続事業は長いとの声もありますが、期間を短くしても耕作放棄地の増加は避けられない現状です。

今後は、制度の改正や農地中間管理機構等が介入するのが望ましいのでは。

○本県においても、4期対策への移行にあたり、実施集落14集落中5集落(36%)が同様の理由により制度の継続を取りやめる。また、これまで、1期対策から3期対策への移行時にも同様の理由により制度継続を断念するケースがあった。

○第4期対策について、集落への説明を行ったところ「5年以上継続して行われる農業生産活動」に対して心理的な負担になるとの意見が多くあった。第1期対策で60歳で参加した方も第4期対策終了時には80歳になり、制度自体の存続も危ぶまれる。

○当該制度を行っている集落の代表者からも5年間以上の営農継続は高齢者が多い集落では厳しい要件だということを聞いているため。

○本市では現在、農業者等の高齢化が進んでいる。さらに、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等における農業者不足は深刻な状況である。

当該制度では、交付金の返還の免責事由をはじめとする高齢者対策が充実しているものの、「5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、高齢者にとっては、営農を継続する上で心理的な障壁となっている。

【支障事例】

中山間地域における農業生産の維持のため、一定のルールは必要であるが、耕作者の高齢化が進んでいる集落では、5年間の継続的な営農に自信がない者が、他の耕作者に迷惑をかけまいと協定から離脱していき、結果、集落単位で営農の継続を断念する事例が出てきている。

○「5年以上継続して行われる農業生産活動等」という要件が、心理的な障壁となり、取組を断念する集落があった。

○市町や集落代表者を対象とした中山間地域等直接支払制度の第4期対策のブロック別説明会等で、市町職員等から、「高齢化している一部の農業者の中から、5年間継続した農業生産活動が約束できないので第4期対策から集落協定から外れると言っている。協定面積が減って耕作放棄地が増える

可能性があるので要件を緩和して欲しい」との意見が出された。

○平成27年度から始まる5年間の第4期対策について、新たに取り組を始める集落も見られる。一方で、第1期対策から継続してきた集落協定の中には、5年間の期間の維持に自信がないとして取り組をあきらめる事例が発生している。

○当市においても、中山間地域の高齢化、後継者不足によりこの制度の要件である「5年間移譲継続して行われる農業生産活動」等が支障となり、第4期対策の参加が困難な集落や、高齢者が参加せず大幅に参加者が減少する集落が予想される。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

文部科学省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	42	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	教育・文化
提案事項 (事項名)	教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)に係るスクールカウンセラー等活用事業の要件緩和				
提案団体	愛知県				
制度の所管・関係府省	文部科学省				

求める措置の具体的内容

高等学校へのスクールカウンセラー等の配置について、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内を目安とするという枠を撤廃すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士を要望のある全ての学校に派遣している。近年、自殺等重篤な事案の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、スクールカウンセラーによる支援は必要不可欠なものになっている。

しかしながら、同事業の実施要領において、高等学校については、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする。」という枠があるが、本県における近年の情勢では、適正な基準とはいえなくなっており、枠を撤廃して、小中高全体を通じた配置の中でニーズに応じた配置ができるようにしていただきたい。

(※)同事業自体は、小中学校等も対象としており、高等学校への配置が、高等学校も含む全ての配置校の10%以内に限られるという趣旨

【支障事例】

本県では、平成27年度は同事業の対象として小中高全体を通じて30名のスクールカウンセラーを増員し、相談体制の充実を図ったところである。特に県立高等学校においては、いじめ等の顕在化を背景にカウンセラーの配置を希望する学校が増加しているが、上記の10%枠の上限があることから、県立高等学校に対する増員は30名のうち23名(残り7名は小中学校等への配置)に限られ、従来からの配置校を含めても配置は53名にとどまった。(小中高全体を通じた配置校が555校であり、高等学校への配置はその10%である55人までに限られるため)

カウンセラー配置校では、カウンセラーが常駐し、気軽に生徒からの相談を受けられる体制を目指しているが、近年高等学校においても小中学校と同様に、自殺等重篤な事案の増加や、特別な支援を要する生徒への対応等、生徒が抱える問題は多岐にわたっており、配置校以外からの派遣依頼も多く、カウンセラーが近隣の高等学校への巡回相談も実施しなければいけない状況になっている。このため、配置校及び巡回校ともに継続的にケアの必要な生徒に対する十分な相談体制がとれていない。

根拠法令等

教育支援体制整備事業費補助金(いじめ対策等総合推進事業)交付要綱第20条
スクールカウンセラー等活用事業実施要領5

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

埼玉県、千葉県、甲府市、八幡浜市、高知県

○【制度改正の必要性】

本県では、県立高等学校において、国のスクールカウンセラー等活用事業による国庫補助を受け、臨床心理士等を全日制16校(2校配置)、定時制10校(拠点校配置)、教育事務所等6カ所(拠点配置)の計32カ所に配置して、全県下の高等学校への対応が出来る体制を整えている。

しかしながら、中途退学の防止や不登校生徒、自殺企図、事件・事故の被害者となった生徒など特別な支援を要する生徒への対応等、学校からのスクールカウンセラーへの支援の要請は日を追うごとに増加し、現在対応しきれていない状況にあり今後の増員は必要不可欠である。

27年度予算においては、同事業の実施要領において、「高等学校へのスクールカウンセラー等の配置については、事業の実施に係る配置校の総数の10%以内(※)を目安とする。」という枠があるため、その枠内(392カ所中32カ所)で配置しているが、現在のスクールカウンセラー要請状況や、課題を抱え、早急な支援が必要な生徒が多数在学している中途退学率の高い学校への支援を進める上で、スクールカウンセラーの増員配置が必要となっており、この枠組みでの対応はできないため、この枠を撤廃して、小中高全体を通じたニーズによる配置ができるようにしていただきたい。

【支障事例】

県立高等学校では、中途退学の防止や不登校生徒、自殺企図、事件・事故の被害者となった生徒など特別な支援を要する生徒への対応等について、スクールカウンセラー拠点校での対応のほか、拠点校以外からの派遣要請が非常に多く、緊急な派遣要請があっても、派遣までに数日を要する状況にある。

教育現場からは、スクールカウンセラー配置の要望が多く寄せられているが、10%枠の制約から現在の配置数となっている。

更に本県では、今後、課題を抱え、早急な支援が必要な生徒が多数在学している中途退学率の高い学校への支援を進める上で10%枠以上への増員配置は必要不可欠であり、増員配置する上で大きな支障となる。

○スクールカウンセラーは、いじめ、暴力行為、不登校などの児童・生徒の問題行動等の未然防止やその早期発見・早期対応という、教育現場において必要不可欠なものだと考えている。

甲府市としても、補助事業ではなく、新たに学校職員として位置づけ、標準法で配置の適正化・雇用の安定を望む。

○スクールカウンセラー配置校と未配置校とのグループ化を図り、配置校での業務に支障のない範囲で、未配置校からの相談に応じている。しかし、スクールカウンセラーが配置校において多忙であること、相談を希望する高等学校へ赴いて相談に応じるための旅費が十分でないことなどの課題があり、未配置校からの要望に応えきれていない現状である。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	85	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本総合整備事業におけるゼロ国債制度の創設				
提案団体	秋田県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、財務省				

求める措置の具体的内容

国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。
このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害があることから、社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の状況】
国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。

【支障事例】
積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。

【制度改正の必要性】【懸念の解消策】
社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。

根拠法令等

財政法第15条、第26条
社会資本整備総合交付金交付要綱

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

北海道、置戸町、花巻市、能代市、横手市、鹿角市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、野々市市、奥出雲町、栃木県

○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。

○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。

【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。

○下水道事業における交付金交付決定は、通常、5月下旬頃となっている。さらに、全体設計承認(工事が2カ年以上またがる場合承認が必要)を必要とする場合は、さらに1カ月必要となっている。したがって、その後の契約の手続き、契約後の準備期間等を考慮すると、早くても8月中旬からの工事着手になり、工期の半分以上が、冬期間の施工で、品質確保等に苦慮している。また、道路事業では、ゼロ国債制度が創設されれば、雪解け後速やかに工事着手することができるため、共同提案したい。

○積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害がある。

○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。

○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。

【支障事例】現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。

○【支障事例】積雪寒冷地域の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。

【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。

○【支障事例・必要性】・当市も積雪寒冷地であるため、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、確実な施工を行うために「ゼロ国債」の設定が必要と考える。

○冬季の1～3月はアスファルト合材のプラントが休止状態となり、舗装工事は年度末に集中し、弊害が生じている。ゼロ国債事業等を活用し、春季の気候条件が良い時期に施工をすることで、品質の向上も期待できる。

○積雪寒冷地である本自治体でも工期が冬季にかかることが多く、積雪や低温対策に施工上コストが

必要となる。また、積雪等に起因する施工不能期間が生じることによる完成時期の遅延など弊害が多い。ゼロ国債制度の創設により年度をまたいだ早期発注ができればそれらの課題の解消が図られる。

○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第1四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	85	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本総合整備事業におけるゼロ国債制度の創設				
提案団体	秋田県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、財務省				

求める措置の具体的内容

国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。
このため、積雪寒冷地では、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害があることから、社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求めるものである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度の状況】
国土交通省所管の社会資本総合整備事業(交付金事業)は、地方のインフラ整備を支援する中心的事業になっているが、これまでは国庫債務負担行為の設定が行われていない状況にある。

【支障事例】
積雪寒冷地では、積雪による施工期間の制約に加え、冬季の施工時間は日照時間や除雪作業等の影響を受けることから、発注が遅れ年度当初の施工適期を逃すなどの弊害がある。雪解け直後の工事着工を促進することが効率的かつ品質の高い社会資本整備にとって重要である。

【制度改正の必要性】【懸念の解消策】
社会資本総合整備事業において、簡易な手続により、年度を跨いだ事業執行が可能となるようなゼロ国債制度の創設を求める。例えば、このゼロ国債を活用して発注する整備計画上の工事については、予算単年度事業と同様に扱い、特別な整備計画上の変更記載等は要しないなど、交付要綱等にゼロ国債事業を単年度事業と同様に扱うことを明記する。

根拠法令等

財政法第15条、第26条
社会資本整備総合交付金交付要綱

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

北海道、置戸町、花巻市、能代市、横手市、鹿角市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、野々市市、奥出雲町、栃木県

○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。

○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。

【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。

○下水道事業における交付金交付決定は、通常、5月下旬頃となっている。さらに、全体設計承認(工事が2カ年以上またがる場合承認が必要)を必要とする場合は、さらに1カ月必要となっている。したがって、その後の契約の手続き、契約後の準備期間等を考慮すると、早くても8月中旬からの工事着手になり、工期の半分以上が、冬期間の施工で、品質確保等に苦慮している。また、道路事業では、ゼロ国債制度が創設されれば、雪解け後速やかに工事着手することができるため、共同提案したい。

○積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害がある。

○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。

○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。

【支障事例】現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。

○【支障事例】積雪寒冷地域の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。

【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。

○【支障事例・必要性】・当市も積雪寒冷地であるため、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、確実な施工を行うために「ゼロ国債」の設定が必要と考える。

○冬季の1～3月はアスファルト合材のプラントが休止状態となり、舗装工事は年度末に集中し、弊害が生じている。ゼロ国債事業等を活用し、春季の気候条件が良い時期に施工をすることで、品質の向上も期待できる。

○積雪寒冷地である本自治体でも工期が冬季にかかることが多く、積雪や低温対策に施工上コストが

必要となる。また、積雪等に起因する施工不能期間が生じることによる完成時期の遅延など弊害が多い。ゼロ国債制度の創設により年度をまたいだ早期発注ができればそれらの課題の解消が図られる。

○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第1四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

財務省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	69	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金制度の運用改善				
提案団体	富山県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、財務省				

求める措置の具体的内容

公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業着手承認等の交付金制度の運用改善を提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案理由・権限移譲の必要性】

平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(端境期)の工事量確保に苦慮している。

昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。

【具体的な支障事例】

交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ県債の額を従来までの約1.5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。

【期待される効果】

地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。

根拠法令等

財政法第15条、第26条
社会資本整備総合交付金交付要綱

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

北海道、置戸町、花巻市、横手市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、砺波市、野々市市、豊橋市、春日井市、城陽市、奥出雲町、熊本県、都城市、栃木県、高知県

○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。

○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。

【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。”

○当市は積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害があるので、年度を跨いだ事業執行が可能となれば計画的な発注や適切な工期設定等が出来る。

○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。

○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。

【支障事例】 現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。

○【支障事例】積雪寒冷地域の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。

【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。

○【支障事例・必要性】・積雪寒冷地である当市では、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、発注・施工時期が平準化され、公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される「ゼロ国債」の設定が必要と考える。

○交付決定を受けてからの事業となり、早期事業着手に努めても冬期間はアスファルト舗装ができない等の制約から、どうしても年度末に工事の竣工が集中してしまう。品確法にも示されたように、工事の発注時期の平準化は国全体で実施しなければ意味がないことである。

○提案県同様、国からの内示後、速やかな事業着手に努めているが、入札を行い実際に契約できるのは5月下旬頃になってしまう。もし年度を跨いだ事業執行や、年度当初からの着手が可能となれば、工事等の発注時期の平準化を図ることができる。また、端境期が解消されれば、その分事業進捗を図ることができる。

○橋梁修繕を行う際、河川管理者より渇水期での施工のみ認められるため、事業としては繰越をする必要が出てきてしまう。交付金事業において、年度を跨いだ事業執行が可能となれば、繰越申請による手間が省けるし、事業執行の柔軟性が出てくることにより、事業効率化が図れる。

○交付金事業については単年度決算を基本として事業工程を組んでいるものの、事業実施において債務負担を必要とする場合があり、年度末での翌債承認により次年度へ事業繰越が必要となる。

○平準化に向けた取組みとして、単県事業でゼロ県債の設定や繰越制度の適切な活用などを通じて発注・施工の平準化に取り組んでいる。しかし、地方公共団体における予算の大半を占める交付金事業において、ゼロ国債制度が運用されていないため、現状では平準化対策が十分にできない状況である。このため、補助事業におけるゼロ国債の積極的な活用と併せ、交付金事業においては、補助事業のゼロ国債に準じた取扱い等の交付金制度の運用拡大が必要である。

○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第1四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。

平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省(関係府省における予算編成過程での検討を求める提案)

管理番号	69	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土木・建築
提案事項 (事項名)	社会資本整備総合交付金制度の運用改善				
提案団体	富山県				
制度の所管・関係府省	国土交通省、財務省				

求める措置の具体的内容

公共工事の発注時期の平準化のため、社会資本整備総合交付金について年度を跨いだ事業執行が可能となるよう、ゼロ国債の設定や交付決定前の事業着手承認等の交付金制度の運用改善を提案する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【提案理由・権限移譲の必要性】

平成22年度創設の社会資本整備総合交付金事業(以下「交付金事業」という。)は、個別補助金と比べ自由度が高く、創意工夫を生かせるというメリットがある一方、ゼロ国債の設定がなくなったことから年度境(端境期)の工事量確保に苦慮している。

昨年改正の「公共工事の品質確保の促進に関する法律」では、計画的な発注・適切な工期設定が発注者の責務として定められ、「公共工事の品質確保の促進に関する施策を総合的に推進するための基本的な方針」(平成26年9月30日閣議決定)等では、発注者は債務負担行為の積極的活用等により発注・施工時期の平準化に努めることとされた。国直轄事業におけるゼロ国債の対象事業を舗装工事等にも拡充して発注時期の平準化に取り組むこととされたように、交付金事業についても年度を跨いだ事業執行が必要である。

【具体的な支障事例】

交付金事業の執行では、国からの内示後速やかに箇所付けを行い早期事業着手に努めているが、一般競争入札では実際に契約できるのは早くとも5月下旬頃となり年度初旬に公共工事の端境期が生じている。本県では平成27年度予算から単独事業でのゼロ県債の額を従来までの約1.5倍に増額し春先の工事量確保に努めているが、県単独事業での対応には限界がある。

【期待される効果】

地方公共団体の公共工事の大部分を占める交付金事業において年度を跨いだ事業執行が可能となれば、国と地方を挙げた発注時期の平準化が可能となり、計画的な発注と適切な工期設定による公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される。

(追加の支障事例)

積雪による制約のほか、日本海側特有の冬季風浪の影響により、冬季における海岸・港湾工事の施工に制約を受け、十分な工期の確保が困難な状況となっている。また、社会資本整備事業におけるゼロ国債制度の創設は、公共工事の発注時期の平準化の推進のためにも必要と考える。

根拠法令等

財政法第15条、第26条
社会資本整備総合交付金交付要綱

<新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)>

北海道、置戸町、花巻市、横手市、埼玉県、相模原市、新潟県、上越市、砺波市、野々市市、豊橋市、春日井市、城陽市、奥出雲町、熊本県、都城市、栃木県、高知県

○冬期の気象条件が厳しい北海道において、建設工事の品質確保や円滑な施工を確保するためには、ゼロ国債のように年度開始前に入札・契約を行うことが有効であり、交付金事業においても適用可能となるよう、柔軟な予算執行の制度を創設すること。

○【支障事例】社会資本整備総合交付金の交付決定時期が5～6月であるため、年度当初から工事着工ができない。

【効果】年度当初から工事着工が可能になれば、工事量の年間の平準化が図られる。

○当市は積雪寒冷地であり、積雪による施工期間の制約、冬季の施工時の遅れなどにより事業の実施に対し弊害があるので、年度を跨いだ事業執行が可能となれば計画的な発注や適切な工期設定等が出来る。

○公共事業の円滑な施工確保対策として、公共事業発注方針を定めている。方針において、公共工事の発注計画を立案し、年間を通じて計画的かつ迅速な執行に努めることとしている。計画策定に当たっては、平成26年度内に平成27年度の計画を策定するなどして切れ目のない執行に努めることとしている。しかし、提案にある通り交付金事業の執行に当たっては年度当初の交付申請や交付決定を受けてからの発注となることから早期の事業着手が困難となっている。交付金事業においてもゼロ国債制度が活用可能となれば、より積極的な端境期対策が可能となり、不調不落対策や繰越額の縮減といった相乗効果が期待できる。

○積雪寒冷地においては、冬期の施工期間が制限されることから、所要の施工期間を確保するためには早期着手が必要であり、融雪直後に工事着手に取り組むことが重要である。このことから、社会資本整備総合交付金交付申請等要領において、国庫債務負担の特例規定はあるものの、実質的には適用が困難な状況にあるため、交付決定前の前年度中に着工できるよう、社会資本総合整備事業においても、通常補助事業と同様に国庫債務負担行為を適用すべきである。

【支障事例】 現行の交付金制度では、交付決定後の契約手続となるため、比較的天候が安定している第一四半期の早い段階で工事に着手できないなど、効率的な工事施工や整備効果の早期発現に支障が生じている。

○【支障事例】積雪寒冷地域の実質的な施工期間は、冬期間の掘削規制によって、年間7カ月程度と短い。加えて、交付決定までの国の事務処理期間、河川関連工事における出水期や観光地における観光ピーク時の工期規制によって、さらに短縮される状況にある。以上の影響により、発注量の一定時期への集中に伴う入札不調、及び、適切な工期設定ができないことによる品質不良、並びに予算繰越の形骸化など、様々な支障が生じている。また、無駄のない国費執行のためには、早期発注が特に重要であり、事業費確定の遅延は、他事業の予算にまで影響を及ぼすなど、悪循環の状態を引き起こす。

【制度改正の効果】ゼロ国債制度(国庫債務負担行為)の創設により、国庫補助事業の早期執行ができる。物理的な工事期間を確保し、適切な工期設定による計画的な発注を行うことにより、公共工事の品質が確保され、加えて、地域の下支え効果が期待される。また、早期発注による事業費確定により、計画的かつ健全な国費執行が可能となる。

○【支障事例・必要性】・積雪寒冷地である当市では、降雪期となる冬期間(12月～3月)は公共下水道事業など道路下を掘る作業ができません。また、交付申請や入札等の手続き、ガス水道管の補償工事等を入れると、実質2～3ヶ月の工事期間がしかありません。この中において、予算の単年度主義から、繰越を極力抑える方針であり、事業が進まない状況となっている。これまでも早期の着工に取り組んでいるところであるが、発注・施工時期が平準化され、公共工事の品質確保や担い手の確保、入札契約の適正化などについて、改善・促進が期待される「ゼロ国債」の設定が必要と考える。

○交付決定を受けてからの事業となり、早期事業着手に努めても冬期間はアスファルト舗装ができない等の制約から、どうしても年度末に工事の竣工が集中してしまう。品確法にも示されたように、工事の発注時期の平準化は国全体で実施しなければ意味がないことである。

○提案県同様、国からの内示後、速やかな事業着手に努めているが、入札を行い実際に契約できるのは5月下旬頃になってしまう。もし年度を跨いだ事業執行や、年度当初からの着手が可能となれば、工事等の発注時期の平準化を図ることができる。また、端境期が解消されれば、その分事業進捗を図ることができる。

○橋梁修繕を行う際、河川管理者より渇水期での施工のみ認められるため、事業としては繰越をする必要が出てきてしまう。交付金事業において、年度を跨いだ事業執行が可能となれば、繰越申請による手間が省けるし、事業執行の柔軟性が出てくることにより、事業効率化が図れる。

○交付金事業については単年度決算を基本として事業工程を組んでいるものの、事業実施において債務負担を必要とする場合があり、年度末での翌債承認により次年度へ事業繰越が必要となる。

○平準化に向けた取組みとして、単県事業でゼロ県債の設定や繰越制度の適切な活用などを通じて発注・施工の平準化に取り組んでいる。しかし、地方公共団体における予算の大半を占める交付金事業において、ゼロ国債制度が運用されていないため、現状では平準化対策が十分にできない状況である。このため、補助事業におけるゼロ国債の積極的な活用と併せ、交付金事業においては、補助事業のゼロ国債に準じた取扱い等の交付金制度の運用拡大が必要である。

○現行の交付金制度では、年度当初の認可手続き等に時間を要するため、第1四半期の事業執行量が少なく、品確法等の改正を踏まえた「発注時期・施工時期の平準化」に支障を及ぼす。また、港湾事業の海上工事では、台風や冬期波浪等による影響を受けることから、発注が遅れると年度当初の施工適期を逃し、年度内の工事完了に支障を及ぼす。このような支障を回避するためにも年度早期の事業執行が可能となるようなゼロ国債制度等の創設は必要である。